

本宮市国土強靱化地域計画

令和3年度～令和10年度



令和6年3月(第2版)

 福島県本宮市

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	4
4 SDGs(持続可能な開発目標)への貢献	5
第3章 地域特性と自然災害リスク	6
1 本宮市の地域特性	6
2 本宮市における主な自然災害リスク	9
第4章 脆弱性評価.....	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 脆弱性評価の枠組み	11
3 施策プログラムの重点化	11
第5章 強靱化の推進方針.....	14
【事前に備えるべき目標】1 大規模自然災害等が発生しても人命の保護を最大限に図る.15	
1-1 地震等に伴う建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生.....	15
1-2 台風等の長雨または短時間強雨(ゲリラ豪雨)による、河川の氾濫や広域かつ長期的な 市街地等の浸水被害に伴う死傷者の発生	24
1-3 大規模な火山噴火・土砂災害による集落等の壊滅や死傷者の発生	26
1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	28
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	30
【事前に備えるべき目標】2 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速 に行われるとともに、被災者等の避難・避難生活環境を確実に確保する	41
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止.....	41
2-2 長期にわたる孤立集落等の発生	46
2-3 警察・消防等の被災による救助や救急活動の絶対的不足	47
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能 の麻痺	51
2-5 被災地における感染症等の大規模発生.....	54

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	56
【事前に備えるべき目標】3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	63
3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	63
【事前に備えるべき目標】4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	66
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	66
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	68
【事前に備えるべき目標】5 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	70
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	70
5-2 食料等の安定供給の停滞	72
【事前に備えるべき目標】6 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	74
6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	74
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	76
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	78
【事前に備えるべき目標】7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	80
7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	80
7-2 有害物質の大規模拡散・流出	82
7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	83
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	85
7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響の発生	88
【事前に備えるべき目標】8 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	89
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	89
8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	90
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失	92
8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	93
第6章 施策の推進体制の整備	96
1 計画の推進	96
対応する施策・事業一覧	98

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年(2011 年)3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)は、多くの人的被害及び建物被害に加え、電気・水道などのライフラインの寸断、道路などの交通基盤の分断、農業用施設や農地への被害など、産業・交通・生活基盤において甚大な被害をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、市民に大きな不安を与えるとともに、県外への人口流出やあらゆる産業に及ぶ風評を発生させたほか、放射線の影響により、土壌や家屋は除染を余儀なくされ、健康管理のための各種検査や農作物等の放射線検査が長期にわたって行われるなど、市民生活に深刻な被害をもたらしています。

さらに、令和元年(2019 年)10 月 13 日の台風第 19 号(以下「令和元年東日本台風」という。)では、阿武隈川の越水や安達太良川の堤防の決壊等により、死者7名、建物被害 1,405 棟、商店街や医療機関、公共施設への多数の被害の発生など、未曾有の大災害となりました。

わが国では、地理的・自然的な特性からこれまで幾度も大規模自然災害等に襲われ、甚大な被害がもたらされてきました。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国では平成 26 年(2014 年)6月に基本法第 10 条の規定に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。

さらに、福島県においても、基本法第 13 条の規定に基づく「福島県国土強靱化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を平成 30 年(2018 年)1月に策定し、県土の強靱化の取組を推進しています。

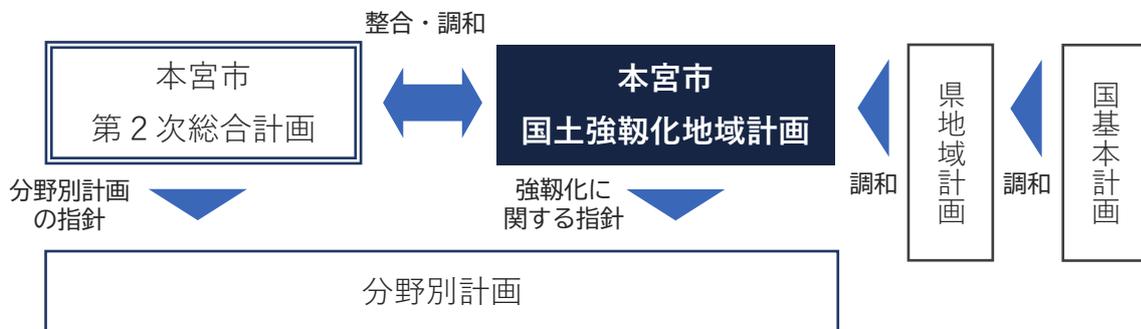
これらの状況を踏まえ、本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全・安心なまちづくりを推進するための指針として、「本宮市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

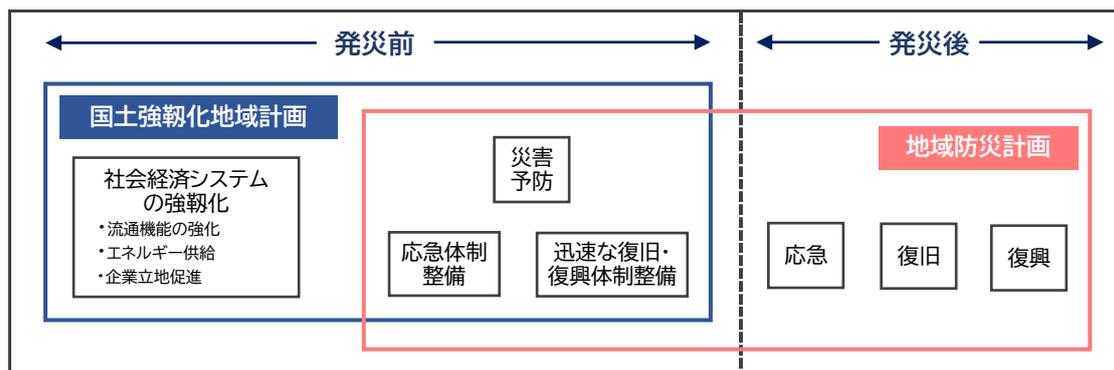
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、市の最上位計画である「本宮市第2次総合計画」との整合を図りつつ、「本宮市地域防災計画」をはじめとする様々な分野計画の「強靱な地域づくり」という観点について指針性を持つ計画と位置付けます。

また、基本法第 14 条の規定に基づき国基本計画との調和を図るとともに、県地域計画との調和を図ることとします。

【本宮市国土強靱化地域計画の位置付け】



【(参考)発災前後における地域防災計画との関係】



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和 10 年度までの8年間とします。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本市における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

上記の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

- 1 大規模自然災害等が発生しても人命の保護を最大限に図る
- 2 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の避難・避難生活環境を確実に確保する
- 3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 5 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動(サプライチェーン※を含む)を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※サプライチェーン:商品の原料調達・製造から流通を経て消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び国基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

(1)強靱化の取組姿勢

- ▶本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する
- ▶短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ▶地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、地域の活力を高めつつ、本市全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力を強化する

(2)適切な施策の組み合わせ

- ▶ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ▶国、県、市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む
- ▶非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3)効率的な施策の推進

- ▶既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国・県の施策の活用及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ▶人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる
- ▶人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ▶自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

4 SDGs(持続可能な開発目標)への貢献

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を基本理念としています。

特にゴール11「住み続けられるまちづくりを」は本計画との親和性が高いことから、SDGsの理念と考え方を本計画に取り入れながら、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進します。



第3章 地域特性と自然災害リスク

1 本宮市の地域特性

(1)位置・地勢・気候

本宮市は、平成 19 年(2007 年)1月1日、本宮町と白沢村が合併し誕生しました。

福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接し、面積 88.02 平方キロメートルを有しています。

市の中央部を北流する阿武隈川をはじめ、その支流である五百川、安達太良川、白岩川、仲川などの多くの河川が流れるほか、東部には阿武隈山系の岩角山、高松山、岳山などの山並みや丘陵地、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有しており、水と緑の豊かな自然に恵まれています。

気候は、太平洋岸の表日本気候に属しますが、阿武隈山系の背後地に位置することから年間を通じて比較的温暖で、年平均気温 12.4℃、年平均降水量 1,248 ミリメートルとなっています(※福島地方気象台二本松観測所／平成 25 年(2013 年))。

【本宮市の位置】

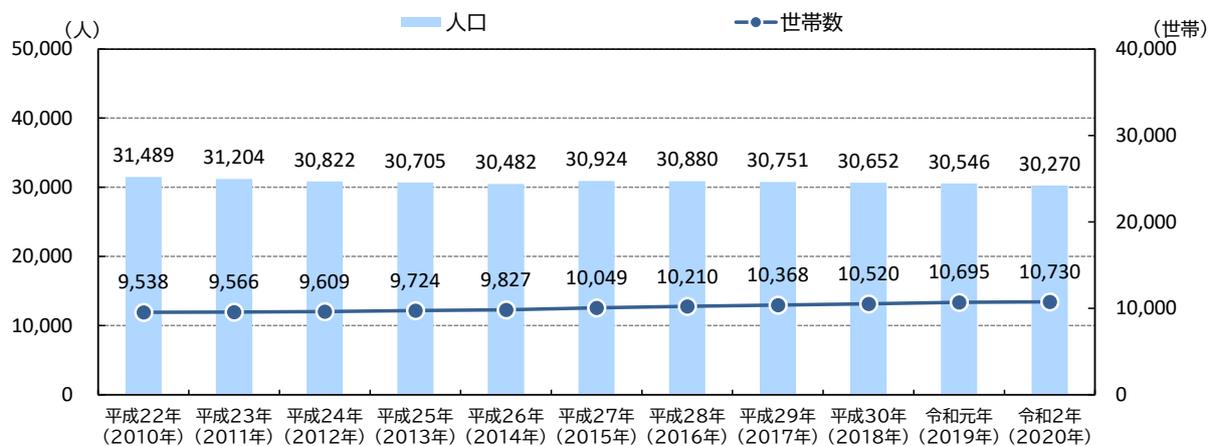


(2)人口

本市の人口は減少傾向が続いており、令和2年(2020 年)の人口は 30,270 人と、東日本大震災前の平成 22 年(2010 年)と比べ 1,000 人以上減少しています。一方で世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

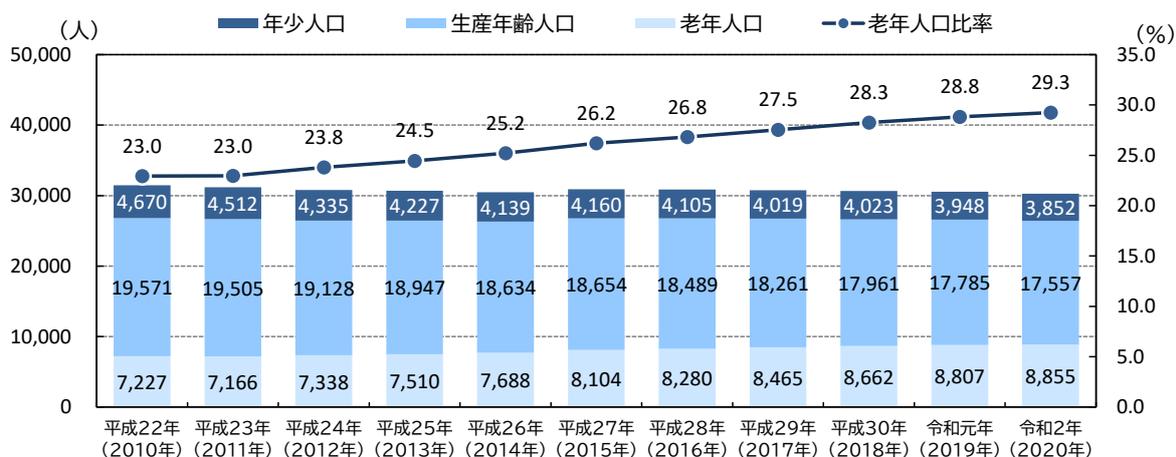
年齢別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にありますが、一方で老年人口は増加傾向にあります。老年人口比率は平成 22 年(2010 年)の 23.0%から令和2年(2020 年)には 29.3%と大幅に上昇しており、少子高齢化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



出典:現住人口調査/各年10月1日現在

【年齢3区分別人口の推移】



※年齢不明者を除外しているため、合計が上記の市全体の人口と一致しない

出典:現住人口調査/各年10月1日現在

(3)土地利用

本市の市街地は、本市の中央を北流する阿武隈川の両側に広がる平地を中心に形成されており、その周辺を農地と山林が取り囲んでいます。本宮駅周辺が本市における中心市街地となっており、市役所などの公共施設や商店街、住宅地などが立ち並んでいるほか、近年では国道4号や主要幹線道路沿いへの大型店舗の立地も進んでいます。

中心市街地以外では、集落地と農地が混在する形となっていますが、大規模な住宅団地が丘陵地に位置しています。

また、東北自動車道本宮インターチェンジ周辺や市の北部、さらに東部の丘陵地帯に工業団地が点在しています。

(4)交通ネットワーク

東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが近接しています。また、本市の周囲には5つのインターチェンジがあるなど、恵まれた立地条件にあり、人や物、文化・情報等の交流の要衝となっています。

鉄道は、市のほぼ中央部をJR東北本線が南北に走っています。本宮駅と五百川駅があり、福島方面や郡山方面への通勤・通学や新幹線へのアクセス手段として利用されています。

2 本宮市における主な自然災害リスク

(1)地震災害

福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高くなっています。隣接する他県域にもプレート境界が連続しているため、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性があります。また、市域においても、大名倉山の西側を二本松市から岩根字大谷地にかけ、安達太良山の麓に沿って走る活断層の存在が確認されています。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、多数の人的被害及び建物被害に加え、産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など甚大な被害が発生し、市民生活に多大な影響をもたらしました。

【近年発生した主な地震災害】

▶東日本大震災

発生日時	平成23年(2011年)3月11日 14:46
震源	三陸沖(震源の深さ24km)
規模	マグニチュード9.0
市内震度	6弱
被害状況等	住家全壊16棟、住家半壊220棟、住家一部損壊3,225棟、非住家被害982棟、道路通行止め17か所 など

(2)風水害・土砂災害

本市には、一級河川である阿武隈川が流れており、本宮地区では記憶に新しい令和元年東日本台風をはじめとして、度重なる河川の増水による住宅浸水被害が発生しています。また、近年は短時間での集中豪雨により住家の浸水被害が発生しており、今後も台風・豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生するリスクを抱えています。

【近年発生した主な風水害・土砂災害】

▶8.5水害

発生日	昭和61年(1986年)8月5日
被害状況等	阿武隈川水位8.48m、罹災928世帯、被害額1,349,179千円

▶平成 10 年台風第 4 号

発生日 平成 10 年(1998 年)8月 27 日

被害状況等 総雨量 387mm、阿武隈川水位 8.39m、罹災 197 世帯、道路 72 箇所、河川・水路 36 箇所、農地 53.3ha、被害額 103,310 千円

▶平成28年 8 月 2 日集中豪雨

発生日 平成 28 年(2016 年)8 月 2 日

被害状況等 総雨量166mm(本宮観測所)、1 時間最大雨量91mm(15:00) 建物被害 50 棟(床上浸水7棟、床下浸水 43 棟)、道路 63 箇所、林道 9 箇所、排水路 14 箇所、公共施設 1 箇所、上下水道施設 1 箇所 除染土のう仮置き場 8 箇所、通行止め 15 箇所

▶令和元年東日本台風

発生日 令和元年(2019 年)10 月13日

被害状況等 阿武隈川水位 9.73m(既往最高水位)、死者7名、建物被害 1,405 棟、総雨量 189mm(本宮観測所)

(3)火山災害

本市の西部に位置する安達太良山は、明治 32 年(1899 年)~明治 33 年(1900 年)に噴火(水蒸気爆発)があり、火山礫(火山噴火により生じた火山岩片)や火山灰が本市域にも降下しました。安達太良山は、那須火山地帯に属する活火山で、本市は福島県地域防災計画で安達太良山の火山地域市町村に指定されており、噴火の程度によっては市域に災害がもたらされる可能性があります。

(4)雪害

本市では、豪雪地帯対策特別措置法(1962 年法律第 73 号)に基づく豪雪地帯に指定されている地域はありませんが、平成 26 年(2014 年)2月に発生した豪雪では積雪 90cm を記録し、住家や農林施設等に多数の被害が発生しています。

【近年発生した主な雪害】

▶平成 26 年豪雪

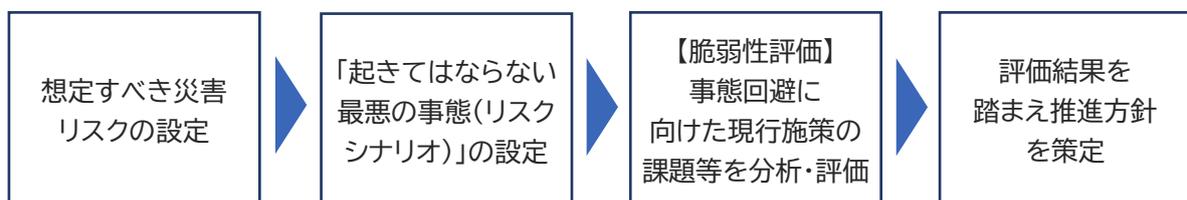
発生日 平成 26 年(2014 年)2月 15 日~2月 16 日

被害状況等 積雪 90cm、住家一部損壊 20 棟、非住家全壊 5 棟、非住家一部損壊 11 棟、農林施設倒壊 126 棟、通行止め 2 箇所、停電 273 戸(15 日夜)

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

脆弱性の評価は、本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組み・手順により実施しました。



2 脆弱性評価の枠組み

(1)本計画の対象とする災害リスク

本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において設定すべき災害リスクの対象とします。具体的には、第3章で示した以下の自然災害を想定します。

地震災害、風水害・土砂災害、火山災害、雪害

(2)「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

県地域計画において設定されている「起きてはならない最悪の事態」を基本として、本市の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次頁に示す表のように設定しました。

3 施策プログラムの重点化

限られた資源の中、効果的・効率的に国土強靱化を進める必要があることから、施策項目について優先順位付けを行い、優先度の高いものから重点化を図ります。

重点化にあたっては、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するための施策群についてプログラムとして整理し、プログラム単位で重点化を図ります。

具体的には、人命の保護を最優先として、「影響の大きさ」、「緊急度」、「市の役割の大きさ」等を総合的に判断し、以下の12の重点化すべきプログラムを選定しました。これらの重点化すべきプログラムについては、その重要性に鑑み、より一層の推進を図っていくこととします。

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)及び重点化プログラム】

※着色したリスクシナリオが、重点化プログラム

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害等が発生しても人命の保護を最大限に図る	1-1	地震等に伴う建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	台風等の長雨または短時間強雨(ゲリラ豪雨)による、河川の氾濫や広域かつ長期的な市街地等の浸水被害に伴う死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害による集落等の壊滅や死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の避難・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	警察・消防等の被災による救助や救急活動の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

※着色したリスクシナリオが、重点化プログラム

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
4	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害等発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響の発生
8	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-4	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5章 強靱化の推進方針

前章の脆弱性評価の枠組みをもとに、関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析し、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに取りまとめました。

また、脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するための施策の推進方針を定めました。

**【事前に備えるべき目標】1
大規模自然災害等が発生しても人命の保護を最大限に図る**

1-1 地震等に伴う建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(1)住宅・建築物の耐震化

①住宅・建築物の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市では、「本宮市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築された建物(昭和56年以前に建築された建物)の耐震診断や耐震改修費用の補助等により、木造住宅や建築物の耐震化を推進してきました。しかし、建物の所有者からの申請により耐震診断を行っているため、制度の周知不足等により未だ耐震診断が完了していない建物や診断後の耐震改修を行っていない建物が見受けられます。
- ▶平成30年(2018年)6月18日の大阪北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、ブロック塀等の所有者に対し、安全点検や注意喚起などを行っています。

推進方針

- ▶災害における被害を減少させるため、旧耐震基準の木造住宅や建築物の所有者に対し制度の周知を図り、早期の耐震化を促進します。
- ▶倒壊の危険性のあるブロック塀等の所有者に対し、国や県と連携し、注意喚起や危険予防策に取り組むとともに、塀の改修や撤去にかかる費用の補助について検討します。

関連するSDGsのゴール



②学校施設等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶学校施設・児童施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難場所等となることから、その安全性の確保は喫緊の課題です。

推進方針

- ▶施設に付随する非構造材や防災備品の定期的な点検により、施設全体の安全性の確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



③保育所・幼稚園等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶本市では 4 幼稚園、4 保育所、1 幼保総合施設を運営しており、就学前の子どもたちの安全性の確保は重要な課題です。
- ▶耐震性が不足する建物については施設の計画的な整備を図る必要があります。

推進方針

- ▶学校施設等耐震化推進事業の最後となる第2保育所の建設に着手しており、令和 3 年(2021年)7月の開所を目指します。
- ▶令和元年東日本台風で被災した第1保育所については、災害復旧により移転して改良復旧します。

関連する SDGs のゴール



④社会福祉施設等の耐震化等

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶社会福祉施設等は災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等が多く利用する施設であることから、安全確保のため施設の防災・減災対策が求められています。
- ▶社会福祉施設は、保健福祉の拠点としてだけでなく、災害時の避難所としての役割も兼ね備えていますが、本宮市民元気いきいき応援プラザ(えぼか)をはじめとする市中心部に位置する施設は河川の氾濫による浸水被害のリスクが高いため、浸水被害に対する対策も必要となっています。



推進方針

- ▶災害時においても、入所者や入院患者の安全を確保し、医療・福祉の提供を継続するとともに、福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、社会福祉施設等の浸水対策や耐震化、非常用自家発電等の各種設備の整備等、防災・減災対策を推進します。

関連する SDGs のゴール



⑤市営住宅の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶「本宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の外壁の改修、トイレの水洗化、老朽住宅の撤去など計画的に管理を行っています。
- ▶大規模自然災害発生時の倒壊や落下物の発生、それに伴う避難路の閉鎖などのリスクを回避するとともに、災害時の住宅ストックを提供するという観点からも躯体や設備等の安全性の向上が必要です。



推進方針

- ▶市営住宅の安全性を確保するため、計画的な修繕及び耐久性の向上を図る修繕・改善計画を定め、長期的な維持管理と住宅の長寿命化を推進します。

関連する SDGs のゴール



⑥庁舎等の耐震化等

【財務部】【市民部】【施設を管理している各部】

脆弱性評価

- ▶大規模自然災害発生時において、行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、市役所本庁舎や白沢総合支所等の庁舎について、耐震性の確保や資機材等の整備・更新が必要です。



推進方針

- ▶災害時において、市役所・支所の行政機能を確保するため、耐震性の確保や防災行政無線、非常用発電など災害対応に関する設備の適切な管理等、災害対応拠点機能の維持に努めます。

関連する SDGs のゴール



⑦社会教育施設・社会体育施設等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶本市では、2公民館、5地区公民館、6分館のほか、サンライズもとみや、しらさわカルチャーセンター、歴史民俗資料館、白沢ふれあい文化ホールなどの社会教育施設を設置しています。そのほとんどが大規模災害時には避難所となることから施設の安全性の確保が重要です。
- ▶施設の中には築 30 年を経過している施設もあり老朽化が進んでいる状況です。



推進方針

- ▶施設の中には築 30 年を経過し老朽化が進んでいる施設もあることから、既存施設の長寿命化を図り、安全性の向上を図ります。

関連する SDGs のゴール



(2) 宅地の耐震化

【建設部】

脆弱性評価

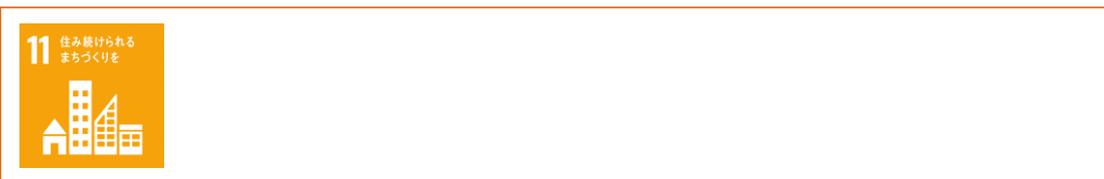
- ▶ 近年発生した地震において、谷や沢を埋めた造成宅地や山の中腹に土を盛った造成地などの地滑りによる被害が生じていることを受け、国では「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」を定めています。
- ▶ 本市でもガイドラインに基づき「本宮市大規模盛土造成地マップ」を作成・公表しています。



推進方針

- ▶ 調査によって明らかになった大規模盛土造成地について、変動予測調査を行い安全性の確認を行います。
- ▶ 危険性が高いと判断された箇所については、災害時の被害の軽減を図るための対策を検討します。

関連する SDGs のゴール



(3)空き家対策の推進

【建設部】

脆弱性評価

- ▶適切な管理が行われていない空き家は、周辺環境の悪化のみならず、大規模自然災害の発生時には倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生等のリスクを有しています。
- ▶本市では、空き家の現状及びインフラの整備状況等を調査するとともに、所有者に対して適正な管理を促しています。



推進方針

- ▶「本宮市空家等対策計画」に基づき、空き家・空き地の実態把握と利活用を推進します。
- ▶管理不全の空き家については、建物の所有者に対し適正な管理や利活用について促すとともに、改修や除却に対する支援制度の創設、特定空き家等の認定や措置を検討し、生活環境の安全性を確保します。

関連する SDGs のゴール



(4)災害に強い市街地の形成

①中心市街地の防災対策の推進

【建設部】

脆弱性評価

- ▶不特定多数の人が集まる中心市街地には、老朽住宅をはじめとした建物の密集エリアがみられます。
- ▶新築・増改築等の建物に対し建築基準法に基づき指導を行うなど、耐震性や不燃空間の確保を推進し、より安全な中心市街地を形成する必要があります。
- ▶大規模自然災害発生時に緊急車両の通行や避難が可能なよう、計画的に道路の拡幅や改良などを行う必要があります。



推進方針

- ▶新築・増改築等建築物に対し建築基準法に基づき指導を行うなど、中心市街地の防災性の向上に努めます。
- ▶老朽化した住宅の耐震化、避難路や緊急車両の通行が可能な道路の整備など、大規模な被害の発生しにくい、災害に強いまちづくりを進めます。

関連する SDGs のゴール



②公園等の整備・安全対策

【建設部】

脆弱性評価

- ▶みずいる公園をはじめとした都市公園は、市民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有するほか、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設です。
- ▶不特定多数の者が利用する施設であることから、計画的な維持管理を行い、安全性を確保する必要があります。

推進方針

- ▶老朽化が進む公園施設については施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の防災機能の保全と公園利用者の安全確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



③都市計画道路の整備

【建設部】

脆弱性評価

- ▶都市計画道路等の道路は、災害時に避難路や救援路そして延焼防止施設として重要な役割を担うため、災害に強い構造はもちろん、複数の経路でどの地域にもアクセスできるよう、計画的な整備を行う必要があります。

推進方針

- ▶延焼遮断帯となる都市計画道路の計画的な整備に努め、都市構造の防災性を高めます。
- ▶長期未着手となっている都市計画道路については、交通ネットワーク上または都市防災上の必要性を考慮しながら整備に努めます。

関連する SDGs のゴール



(5)消防体制の充実・強化

【市民部】

脆弱性評価

- ▶本市では常備消防、消防団等関係機関との連携により消防防災体制の充実化を図ってきましたが、地域防災の要となる消防団については、担い手の不足などが課題となっています。
- ▶消防設備についても、消防屯所や消防車両の老朽化が進んでいるため、消火栓、防火水槽等の消防水利も含め、適切な管理・更新が必要になっています。



推進方針

- ▶災害発生時に、消防活動が迅速かつ効果的に行えるよう、常備消防、消防団等関係機関の連携を強化し、消防防災体制の充実を図ります。
- ▶消防団員の確保や活動しやすい環境づくり、各種訓練等による技術の向上、消防車両・消防機器の定期的・計画的な更新、消防水利の確保等を行い、消防団の充実・強化と地域防災力の向上を図り災害に強いまちづくりに努めます。

関連する SDGs のゴール



1-2 台風等の長雨または短時間強雨(ゲリラ豪雨)による、河川の氾濫や広域かつ長期的な市街地等の浸水被害に伴う死傷者の発生

(1)河川の改修・維持管理等

【市民部】【産業部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市には、阿武隈川や安達太良川等国や県が管理する河川と市が管理する河川、あわせて10河川があります。
- ▶近年は、台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年東日本台風による大雨では、阿武隈川の氾濫、バックウォーター現象の発生による安達太良川堤防の決壊などにより甚大な浸水被害が発生したことから、関係機関と連携し、計画的に河川の改修等を行う必要があります。
- ▶流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川については、河川堆積土の除去(河道掘削)などの維持管理も必要になっています。

推進方針

- ▶河川の氾濫等による浸水の防止と被害軽減に向けて、国・県が管理する河川については、未改修箇所を早期改修と維持管理の強化について要請を行います。
- ▶市が管理する河川については、未改修箇所を改修を進めるとともに、護岸堤防の修繕等や河川堆積土の除去により、雨水流下能力の確保を図ります。

関連する SDGs のゴール



(2)内水浸水対策の推進

【建設部】

脆弱性評価

- ▶堤防内側の内水排水のため、過去の浸水実績や今後の想定等を踏まえ、排水ポンプ場の整備を進めていますが、低地となる道路への雨水滞留や既存施設の耐震化など、雨水排水対策と雨水処理施設等の適切な管理が課題となっています。



推進方針

- ▶市街地における雨水浸水被害を防ぐため、排水ポンプ場や雨水幹線などの雨水排水施設の整備、既存施設の能力アップを図ります。
- ▶民間開発における雨水貯留施設の適正な設置など、災害防止につなげる適切な指導に努めます。

関連する SDGs のゴール



(3)洪水ハザードマップの作成・活用

【市民部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶洪水が発生した場合に市民の自らの命を守るための行動を促すため、洪水ハザードマップを作成していますが、国土交通省が平成 14 年(2002 年)に発表した浸水想定区域をもとに作成していることから、情報の更新が必要となっています。
- ▶既存ハザードマップには、阿武隈川の氾濫区域を中心とした情報が掲載されているため、安達太良川の氾濫区域に考慮した一体的なハザードマップの作成が必要です。
- ▶ハザードマップの活用方法等について市民への浸透を図ることが課題となっています。



推進方針

- ▶洪水や内水浸水の発生時に市民が適切な避難行動をとれるよう、洪水ハザードマップを更新し、市民への配布・市ホームページ上での公開等、周知徹底を図ります。

関連する SDGs のゴール



1-3 大規模な火山噴火・土砂災害による集落等の壊滅や死傷者の発生

(1)火山噴火に対する警戒避難体制の整備

【市民部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶気象庁の常時観測火山である安達太良山については、市民や登山者・観光客の安全を確保するため、安達太良山火山防災連絡会議を中心に、関係市町村等が一体となり、警戒避難体制の整備を進めています。
- ▶安達太良山火山防災連絡会議により改訂された火山ハザードマップに基づき、本市では「安達太良山火山防災マップ」を作成しており、市民への火山災害のリスク周知に努めています。

推進方針

- ▶関係市町村、防災関係機関、観光団体及び火山の専門家などが一体となって、火山噴火に対する警戒避難体制の整備を推進します。
- ▶火山防災マップ等の利活用や火山災害のリスクについて市民に周知・啓発するとともに、火山の噴火を想定した防災訓練や有事の際の市職員対応マニュアルの整備、防災資機材の整備等に取り組み、火山災害に対する安全対策の強化を図ります。

関連する SDGs のゴール



(2)土砂災害防止対策の推進

【市民部】【産業部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市には、土砂災害防止法に基づき、県に指定された土砂災害警戒区域が63か所あり、土砂災害に関するハザードマップの作成や市民説明会などにより土砂災害のリスク周知に努めています。
- ▶ハザードマップは全戸配布したほか市ホームページ上で公開していますが、認知度が低く、市民が適切な避難行動をとれるよう、周知・啓発が必要です。



推進方針

- ▶県から提供される警戒避難基準に関する資料に基づき、被害が予想される市民に対し、ハザードマップを活用した出前講座等を実施し、危険地域及び土砂災害警戒区域等の周知徹底と意識の高揚を図ります。
- ▶市民の警戒避難体制の強化を図るとともに、県と連携しながら総合的な土砂災害対策を推進します。

関連する SDGs のゴール



(3)森林の多面的機能の保全

【産業部】

脆弱性評価

- ▶森林の水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。



推進方針

- ▶森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力向上に向けて支援していきます。
- ▶土砂災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・災害防止を推進します。

関連する SDGs のゴール



1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(1) 道路・建物等の雪害対策の強化

【財務部】【市民部】【建設部】【教育部】

脆弱性評価

- ▶大雪による車両の立ち往生やそれに伴う交通障害の発生を防ぐため、道路除排雪計画に基づいた除排雪の実施や放置車両対策が必要になっています。また、除雪にあたっては人員の確保や排雪スペースの確保が課題となっています。
- ▶道路凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域・箇所においては、滑り止め用の砂や凍結防止剤の散布によりスリップの防止に努めています。
- ▶雪害により、孤立の恐れがある集落については、必要な資機材の整備や冬期間のアクセス経路を複数確保することも求められています。

推進方針

- ▶暴風雪・豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、民間事業者と連携しながら、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進します。
- ▶災害対策基本法に基づく放置車両対策の対応や緊急速報メール等を利用した避難所の周知など大規模な車両滞留・通行止めの回避に努めます。
- ▶道路のみならず、公共建築物の耐雪化や鉄道・ライフライン事業者への雪害対策を働きかけ、安全・安心な環境の確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



(2)市民と連携した生活道路等の除雪の推進

【市民部】【保健福祉部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶雪害時は道路除排雪計画に基づき、幹線道路から優先的に除雪が行われるため、生活道路や家の出入り口などの除雪については、市民の連携による効率的な除雪が必要となっています。
- ▶積雪量の多い白沢地区では、過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められています。



推進方針

- ▶除雪計画について市民に周知徹底を図り、行政区・町内会・自主防災組織と緊密な連携を図りながら、地域ぐるみの除排雪推進に努めます。

関連する SDGs のゴール



1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(1) 情報伝達手段の確保・充実

【総務政策部】【市民部】【保健福祉部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 気象予警報や避難指示など緊急性の高い災害情報を、パソコンや携帯電話等を使うことのできない方も含めすべての人に適切に伝達できるよう、的確かつ迅速で多様な情報伝達手段の構築を行う必要があります。
- ▶ 市民への情報発信のみならず、市の情報収集体制や市民が情報にアクセスするための環境整備や緊急時の連絡体制などの整備も求められています。

推進方針

- ▶ 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム(Lアラート)の運用や緊急速報メールの配信、市ホームページや市公式ツイッターの活用、防災行政無線や防災ラジオの利用、消防車両・広報車の活用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、市民等への情報伝達体制の強化を推進します。
- ▶ 簡易な用語を使うなど分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、情報の伝え方(読み上げのトーン)や適切なタイミングでの情報提供に努めます。
- ▶ 本宮市地域防災ICT利活用ネットワークや福島県河川流域総合情報システム等を活用し災害時における適切な情報収集を行うとともに、公衆 Wi-Fi の設置や緊急通報システムの構築など市民の情報伝達・発信環境の整備に努めます。

関連する SDGs のゴール



(2)防災訓練の実施

【市民部】【保健福祉部】【教育部】

脆弱性評価

- ▶大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含む市民の参加のもと、県内の13市持ち回りで総合防災訓練を実施しています。
- ▶防災訓練の実施にあたっては、防災関係機関はもとより、多様な市民・一般企業・団体等の参加を促し、防災に関する教育及び訓練を促進する必要があります。



推進方針

- ▶大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、総合防災訓練をはじめ、学校等、社会福祉施設等、病院等における様々な避難訓練や情報伝達訓練等に取り組みます。
- ▶訓練の実施により災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことで、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。
- ▶子どもやその保護者、高齢者や障がい者をはじめとした避難行動要支援者、外国人など多様な市民の訓練への参画を促し、災害対応力の強化を推進します。

関連するSDGsのゴール



(3)避難誘導體制の整備

①避難誘導に関する情報発信の充実・強化

【市民部】

脆弱性評価

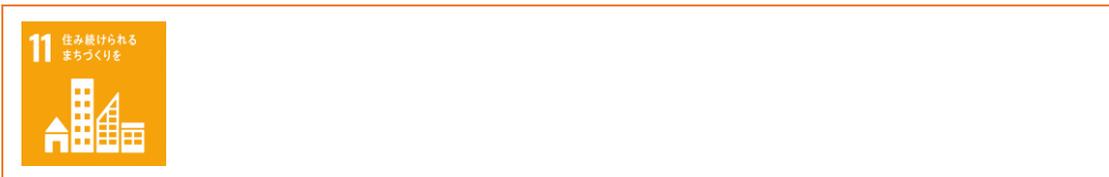
- ▶市では緊急性の高い災害情報の市民への伝達を、防災ラジオや市ホームページ、緊急速報メール、NHKデータ放送、FMモットコムなどの多様な情報発信手段で行っています。



推進方針

- ▶市民に対して迅速に災害情報を伝達するため、屋外スピーカーや防災ラジオで一斉に伝達します。
- ▶簡易な用語を使うなど分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、情報の伝え方(読み上げのトーン)や適切なタイミングでの情報提供に努めます。
- ▶聴覚障がいのある希望者に対して防災行政無線文字情報表示装置を配布します。

関連する SDGs のゴール



②避難行動要支援者対策の推進

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されます。
- ▶災害発生時、速やかに要配慮者の避難誘導等を行えるよう、平時から地域の要配慮者を把握することが重要であり、そのための避難行動要支援者名簿の作成や一人ひとりの具体的な個別支援計画の作成などが必要となっています。
- ▶加えて、名簿掲載者の同意を得られない場合、災害時に関係者へ情報提供を行うことができないため、名簿提供の同意を事前に得るための啓発が必要です。



推進方針

- ▶「要配慮者避難支援プラン」や「避難行動要支援者名簿」を作成し、要配慮者や避難行動要支援者の情報把握に努めるとともに、関係機関及び市民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、消防団や自主防災組織との連絡体制の構築や共助の取組等を推進します。
- ▶避難行動の遅れをなくすため、非常時に声を掛け合うことができるよう、日頃から地域とのつながりを構築するとともに、多様な手段を用いて早期避難を促すための取組を検討します。
- ▶警戒レベルに応じて避難する(すべき)人を事前に取り決めておくことや、一人ひとりの個別の避難計画の策定を推進します。

関連する SDGs のゴール



③来街者(外国人を含む)に対する防災情報の発信等

【市民部】【教育部】

脆弱性評価

- ▶地理的に不慣れな来街者や外国人が発災時に適切に避難行動できるよう、多言語化・ピクトグラム表示の避難所等の標識設置を進めていく必要があります。



推進方針

- ▶地理的に不慣れな来街者の避難誘導のため、多言語化・ピクトグラム表示の標識の設置を進めます。

関連する SDGs のゴール



(4)避難所等の充実

①指定避難場所及び避難所の確保・充実

【市民部】【保健福祉部】【教育部】

脆弱性評価

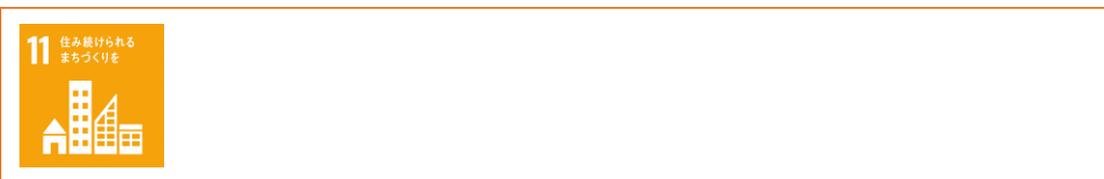
- ▶災害が発生または発生する恐れがある場合に円滑にかつ迅速な避難場所を確保するため、市内に92か所の緊急避難場所と44か所の避難所を指定しています。
- ▶過去の災害発生時の避難実績や被災状況、人口の分布・公共施設の配置などの変化を踏まえた見直しを行いながら、避難所の位置などについての周知を図る必要があります。
- ▶市の指定避難所の多くは物理的障壁を内在しているため、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備を推進する必要があります。



推進方針

- ▶災害の種別や状況に応じて、適切な施設を開設できるよう、引き続き避難所の確保を進めるとともに、防災マップやハザードマップ等の配布、市ホームページへの掲載などにより、避難所の周知を促進します。
- ▶指定避難所における物理的障壁を解消するため、多目的トイレやスロープ等の段差解消などユニバーサルデザイン化について検討し、要配慮者にもやさしい避難所の環境整備に努めます。

関連するSDGsのゴール



②福祉避難所の確保・充実

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として、本宮市民元気いきいき応援プラザ(えぽか)をはじめ、市内に5か所の福祉避難所を整備しています。
- ▶市の保有する施設に加え、特別養護老人ホームぼたん荘と協定を締結し、要介護者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えています。
- ▶立地条件によっては浸水等により被災するリスクのある避難所もあるため、安全性の確保に努める必要があります。
- ▶要配慮者以外の市民の避難により、要配慮者の福祉避難所への受入れが困難となる事態を避けるため、市民への福祉避難所の機能の明確化や周知が必要となっています。

推進方針

- ▶あらゆる災害に対し、福祉避難所の安全性を確保するとともに、市の保有する施設では十分な対応ができない要介護者等の円滑な受入体制を整えるため、福祉施設との協定締結を促進します。
- ▶福祉避難所を要配慮者の安全を確保するための避難所として機能させるため、避難の対象とすべき方を明確にし、市民の理解を得るよう周知します。

関連する SDGs のゴール



(5)避難路等の整備

【建設部】

脆弱性評価

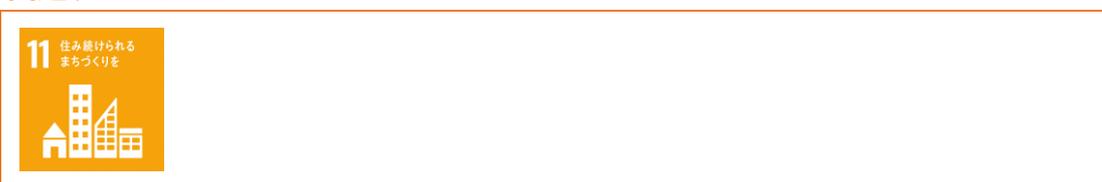
- ▶避難場所に連絡する地域避難路と広域的なライフラインとなる広域避難路を確保し、避難路としての機能及び防災活動空間としての機能を果たすよう、また、夜間や徒歩での移動を含めて安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要があります。



推進方針

- ▶避難所等となる小学校の通学路をはじめ、避難場所に連絡する地域の避難路について、定期的な巡回などにより適切な道路管理を行うとともに、関係機関と協議しながら道路環境の整備と安全対策を推進します。

関連する SDGs のゴール



(6)施設等における避難計画の作成等

【市民部】【保健福祉部】【教育部】

脆弱性評価

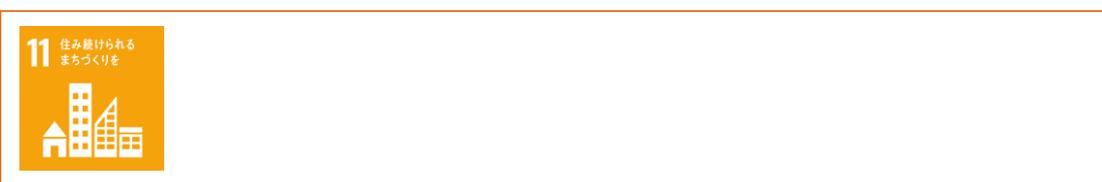
- ▶平成 29 年(2017 年)に改正された水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)における避難計画の作成とこれに基づいた避難訓練の実施が義務となりました。
- ▶避難計画未作成の施設に加え、洪水ハザードマップの更新により浸水想定区域が変更された際には、対象となる施設に対しても避難計画の作成を促進する必要があります。



推進方針

- ▶避難計画未作成の施設に対して、助言等の支援を行い、避難計画の作成を促進します。
- ▶作成済みの施設に対しては、令和元年東日本台風などの過去の災害等の状況を踏まえてより迅速な避難が行われるよう、必要に応じて計画の更新を促し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

関連する SDGs のゴール



(7)地域防災力の向上

①防災知識の普及

【市民部】【教育部】

脆弱性評価

- ▶地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災知識の普及や防災教育の推進が必要不可欠です。各種媒体や出前講座を活用した普及活動、総合防災マップの作成・周知など市民一人ひとりが内容を十分に理解できるよう、防災知識の普及啓発を推進する必要があります。
- ▶地域のみならず、学校や病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設においても、防災上必要な安全教育やボランティア精神を養うための教育が必要です。
- ▶東日本大震災や令和元年東日本台風など過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、行政のみならず、市民自ら教訓を伝承する取組も求められています。

推進方針

- ▶安達太良川の氾濫区域や土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、火山災害危険箇所が一体となったハザードマップを作成するとともに、各種防災訓練・講演会・研修会等の開催、出前講座の活用など、あらゆる機会を捉え、防災知識の周知徹底を図ります。
- ▶病院や社会福祉施設、ホテルや旅館等、災害発生時に大きな人的被害が発生しやすい施設の管理者に対して、あらゆる機会を通じ防災教育の徹底を図ります。
- ▶児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保するための行動ができるよう、過去の災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進します。

関連する SDGs のゴール



②地域防災活動の推進

【市民部】

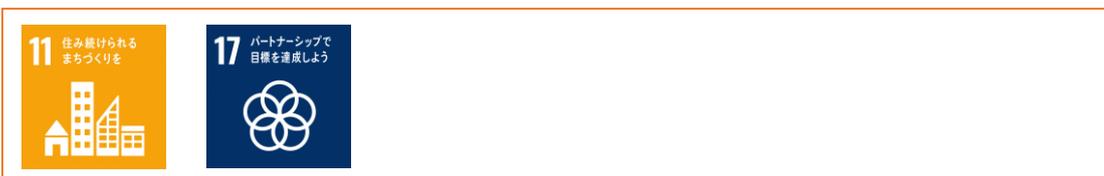
脆弱性評価

- ▶地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要です。
- ▶共助の取組の核となる自主防災組織は市内に 35 組織ありますが、浸水区域内の組織率の向上に取り組み必要があり、地区ごとの自発的な防災活動を促すため、自主防災計画や地区防災計画の作成も求められています。

推進方針

- ▶大規模災害時における「自助」・「共助」による防災活動の重要性について、市民の理解を深めるための方策を推進します。
- ▶地域における日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダー・防災士等の人材育成を推進します。
- ▶適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進し、行政区や事業所において、初期消火や避難誘導、負傷者の救出など、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図ります。
- ▶災害発生時に避難行動の遅れがないよう個人や各地区の自発的な防災活動を促すため、自主防災計画や地区防災計画を作成します。

関連する SDGs のゴール



③消防体制の充実・強化

【市民部】

脆弱性評価

- ▶本市では常備消防、消防団等関係機関との連携により消防防災体制の充実化を図ってきましたが、地域防災の要となる消防団については、担い手の不足などが課題となっています。
- ▶消防設備についても、消防屯所や消防車両の老朽化が進んでいるため、消火栓、防火水槽等の消防水利も含め、適切な管理・更新が必要になっています。



推進方針

- ▶災害発生時に、消防活動が迅速かつ効果的に行えるよう、常備消防、消防団等関係機関の連携を強化し、消防防災体制の充実を図ります。
- ▶消防団員の確保や活動しやすい環境づくり、各種訓練等による技術の向上、消防車両・消防機器の定期的・計画的な更新、消防水利の確保等を行い、消防団の充実・強化と適時に避難行動がとれるよう地域防災力の向上を図ります。

関連する SDGs のゴール



【事前に備えるべき目標】2

大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の避難・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1)非常用物資の確保

①非常用物資の備蓄促進

【市民部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶災害発生時においても、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、これらの備蓄を行うとともに、空路からの物資受入拠点の整備や備蓄倉庫の確保にも取り組んでいます。
- ▶令和元年東日本台風の際は、最大で 839 人の避難者が発生し、物資の不足が発生しました。このことを踏まえ、長期間の供給不足も想定した更なる物資の充実が課題となっています。
- ▶新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染防止のための物資(テント、パーティション、マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋、レインコートなど)の備蓄が増えていることで、倉庫が手狭になっていることから、備蓄倉庫の更なる拡充が必要です。



推進方針

- ▶災害発生時においても食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、更なる物資の充実を図ります。
- ▶避難所施設の敷地内や近接地にサテライト型の防災倉庫の整備を進めるなど、備蓄倉庫の拡充を図り、避難所の早期開設に向けて取り組みます。

関連する SDGs のゴール



②物資供給等に係る連携体制の整備

【市民部】

脆弱性評価

- ▶災害時に被災地で必要となる食料や生活必需品等の物資供給を確保するため、民間事業者と物資調達に関する協定を締結し、物資の調達体制の整備に努めています。
- ▶大規模災害等の発生時は物資の調達が困難になる可能性があることから、物資供給体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。

推進方針

- ▶既存の協定締結民間事業者との連携強化や新規の災害時応援協定締結を検討するなど、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進します。

関連する SDGs のゴール



③市民による備蓄の促進

【市民部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害時においては、「自助」による食料等の備蓄が重要となることから、自主防災組織や市民に対して約3日分の食料等備蓄に努めるよう促しています。

推進方針

- ▶「自助」の取組として平時から約3日分の食料を備蓄するよう啓発するとともに、「共助」による食料等の助け合いを促進します。

関連する SDGs のゴール



(2)水道施設の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時においても水道による給水機能を確保するため、水道管路の耐震化を実施しています。また、水道施設のアセットマネジメント(資産管理)を実施し、計画的に施設の耐震化を推進しています。
- ▶水道管路及び施設の耐震化については多額の費用が必要となっているほか、水道管路の応急復旧用資材の備蓄についても、費用面・スペース面で課題があります。



推進方針

- ▶水道管路及び水道施設の耐震化を推進するほか、応急復旧用資材について災害時に不足が生じた場合は、資材メーカー及び商社等から資材の供給を受けられるよう、平常時から連携体制の構築を推進し飲料水を確保します。

関連する SDGs のゴール



(3)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

【総務政策部】【市民部】

脆弱性評価

- ▶災害発生時には、総務省が実施する「被災市区町村応援職員確保システム」を通じ、相互の応援要請・職員派遣をすることとしています。
- ▶大規模災害等の影響が広範囲に及び、本市単独で災害対策を実施することが困難になる場合に備え、友好都市の埼玉県上尾市や全国へそのまち協議会加盟市町村と、災害時の相互応援協定を締結しています。
- ▶郡山市を中心市とする5市7町4村で構成される「こおりやま広域圏」において、被災市町村の要請をもとに対口支援を行う体制を構築していますが、被害が広域化した場合は圏域内市町村の大部分が被害を受ける可能性があるため、他の広域圏との連携等を検討していく必要があります。

推進方針

- ▶大規模災害発生時に他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ確かな災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み受援体制の整備を図ります。
- ▶災害時の相互応援協定を締結している市町村と、平常時からの交流を深め、良好な関係を継続します。
- ▶こおりやま広域圏については、事前に定められた対口支援体制に基づき、各市町村間の連携を密にしながら、滞りなく支援を行えるよう調整を図ります。

関連する SDGs のゴール



(4)非常用物資の供給ルートの確保

①緊急輸送道路等の確保

【産業部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時において、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要因等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路を指定しています。
- ▶災害時に効率的な運用を図るため、平時から安全・安心の確保を推進する必要があります。



推進方針

- ▶緊急輸送道路について、平時から見回りや整備・補修作業を行うなど、安全・安心な非常用物資の供給ルートの確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



②橋りょうの耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市で管理している橋りょうは 172 橋あり、その多くが整備後 30 年未満となっている一方で、整備後 40 年以上の橋りょうも多くなっていることから、耐震化・長寿命化を推進していく必要があります。



推進方針

- ▶大規模災害時においても安全な走行を確保するため、「本宮市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進し非常用物資の供給ルートを確保します。

関連する SDGs のゴール



2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

(1) 孤立集落等への支援ルートの確保

① 緊急輸送道路等の確保

【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 大規模災害等の発生時において、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要因等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路を指定しています。
- ▶ 災害時に効率的な運用を図るため、平時から安全・安心の確保を推進する必要があります。

推進方針

- ▶ 緊急輸送道路について、平時から見回りや整備・補修作業を行うなど、孤立集落等への支援ルートを確保し安全・安心の確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



② 橋りょうの耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 本市で管理している橋りょうは 172 橋あり、その多くが整備後 30 年未満となっている一方で、整備後 40 年以上の橋りょうも多くなっていることから、耐震化・長寿命化を推進していく必要があります。

推進方針

- ▶ 大規模災害時においても安全な走行を確保するため、「本宮市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進し孤立集落等への支援ルートを確保します。

関連する SDGs のゴール



2-3 警察・消防等の被災による救助や救急活動の絶対的不足

(1) 防災訓練の実施

【市民部】【保健福祉部】【教育部】

脆弱性評価

- ▶大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含む市民の参加のもと、県内の13市持ち回りで総合防災訓練を実施しています。
- ▶防災訓練の実施にあたっては、防災関係機関はもとより、多様な市民・一般企業・団体等の参加を促し、防災に関する教育及び訓練を促進する必要があります。

推進方針

- ▶大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、総合防災訓練をはじめ、学校等、社会福祉施設等、病院等における様々な避難訓練や情報伝達訓練等に取り組みます。
- ▶訓練の実施により災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことで、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。
- ▶子どもやその保護者、高齢者や障がい者をはじめとした避難行動要支援者、外国人など多様な市民の訓練への参画を促し、災害対応力の強化を推進します。

関連するSDGsのゴール



(2)救急体制の充実

【市民部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時より迅速な救急活動が実施できるよう、安達地方広域行政組合消防本部において高度な知識と技術を備えた消防職員の養成を図っています。
- ▶老朽化した消防車両の更新や資機材の配備を図っていく必要があります。



推進方針

- ▶国・県等の行う教育訓練の受講や随時実践的な教育訓練を行い、専門的、科学的な知識と技術を備えた常備消防職員の養成を推進します。
- ▶老朽化した消防車両の更新や資機材の配備を進め、更なる救急体制の充実を図ります。

関連する SDGs のゴール



(3)消防体制の充実・強化

【市民部】

脆弱性評価

- ▶本市では常備消防、消防団等関係機関との連携により消防防災体制の充実化を図ってきましたが、地域防災の要となる消防団については、担い手の不足などが課題となっています。
- ▶消防設備についても、消防屯所や消防車両の老朽化が進んでいるため、消火栓、防火水槽等の消防水利も含め、適切な管理・更新が必要になっています。



推進方針

- ▶災害発生時に、救助や救急活動、消防活動が迅速かつ効果的に行えるよう、常備消防、消防団等関係機関の連携を強化し、消防防災体制の充実を図ります。
- ▶消防団員の確保や活動しやすい環境づくり、各種訓練等による技術の向上、消防車両・消防機器の定期的・計画的な更新、消防水利の確保等を行い、消防団の充実・強化と地域防災力の向上を図ります。

関連する SDGs のゴール



(4)消防広域応援体制の推進

【市民部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時においても、消防広域応援が迅速に行われるよう、隣接市町村等と消防相互応援協定を締結しています。引き続き円滑な応援体制を整備していく必要があります。



推進方針

- ▶隣接市町村等との連携強化を進めるとともに、消防相互応援協定の実効性の確保を図るため、協定内容の随時見直しを行い、消防広域応援体制の充実・強化に取り組みます。

関連する SDGs のゴール



(5)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

【総務政策部】【市民部】

脆弱性評価

- ▶災害発生時には、総務省が実施する「被災市区町村応援職員確保システム」を通じ、相互の応援要請・職員派遣をすることとしています。
- ▶大規模災害等の影響が広範囲に及び、本市単独で災害対策を実施することが困難になる場合に備え、友好都市の埼玉県上尾市や全国へそのまち協議会加盟市町村と、災害時の相互応援協定を締結しています。
- ▶郡山市を中心市とする5市7町4村で構成される「こおりやま広域圏」において、被災市町村の要請をもとに対口支援を行う体制を構築していますが、被害が広域化した場合は圏域内市町村の大部分が被害を受ける可能性があるため、他の広域圏との連携等を検討していく必要があります。

推進方針

- ▶大規模災害発生時に他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み受援体制の整備を図ります。
- ▶災害時の相互応援協定を締結している市町村と、平常時からの交流を深め、良好な関係を継続します。
- ▶こおりやま広域圏については、事前に定められた対口支援体制に基づき、各市町村間の連携を密にしながら、滞りなく支援を行えるよう調整を図ります。

関連する SDGs のゴール



2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

(1) 地域医療・福祉の充実

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、安達医師会及び安達地方広域行政組合、本宮市社会福祉協議会、介護保険・障がい者福祉サービス事業所など関係機関との協力・連携を強化していく必要があります。
- ▶ 一人暮らし高齢者や高齢者世帯における緊急時に備え、救急医療情報キットを給付していますが、医療情報の更新や避難時の持ち出しなど、適切な管理を促していく必要があります。
- ▶ 医療等が不足する場合には災害派遣医療チーム(DMAT)等の応援を県に要請することとしており、受援とマネジメントの体制を確立する必要があります。

推進方針

- ▶ 平時から医療・福祉関係機関との協力・連携を強化します。
- ▶ 災害時に被災者の医療情報等を迅速に把握できるよう、救急医療情報キットの普及を促進します。
- ▶ 災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入れについて、総合防災訓練における訓練メニューに加えるなどして、受援とマネジメント体制を確立し医療体制を充実します。

関連する SDGs のゴール



(2)福祉避難所の確保・充実

【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として、本宮市民元気いきいき応援プラザ(えぽか)をはじめ、市内に5か所の福祉避難所を整備しています。
- ▶市の保有する施設に加え、特別養護老人ホームぼたん荘と協定を締結し、要介護者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えています。
- ▶立地条件によっては浸水等により被災するリスクのある避難所もあるため、安全性の確保に努める必要があります。
- ▶要配慮者以外の市民の避難により、要配慮者の福祉避難所への受入れが困難となる事態を避けるため、市民への福祉避難所の機能の明確化や周知が必要となっています。

推進方針

- ▶あらゆる災害に対し、福祉避難所の安全性を確保するとともに、市の保有する施設では十分な対応ができない要介護者等の円滑な受入体制を整えるため、福祉施設との協定締結を促進します。
- ▶福祉避難所を要配慮者の安全を確保するための避難所として機能させるため、避難の対象とすべき方を明確にし、市民の理解を得るよう周知します。

関連する SDGs のゴール



(3)医療・福祉に関する支援ルートの確保

①緊急輸送道路等の確保

【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時において、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要因等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路を指定しています。
- ▶災害時に効率的な運用を図るため、平時から安全・安心の確保を推進する必要があります。



推進方針

- ▶緊急輸送道路について、平時から見回りや整備・補修作業を行うなど、安全・安心な医療・福祉の支援ルートの確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



②橋りょうの耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市で管理している橋りょうは 172 橋あり、その多くが整備後 30 年未満となっている一方で、整備後 40 年以上の橋りょうも多くなっていることから、耐震化・長寿命化を推進していく必要があります。



推進方針

- ▶大規模災害時においても安全な走行を確保するため、「本宮市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進し医療・福祉の支援ルートを確保します。

関連する SDGs のゴール



2-5 被災地における感染症等の大規模発生

(1) 避難所等における感染症対策等の充実

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶ 感染症の流行時においては、避難所生活が感染拡大につながる可能性があることから、感染拡大防止を踏まえた避難所運営対策を推進していく必要があります。
- ▶ 感染症予防や発生時の対応に関する知識の普及・啓発に努めていく必要があります。また、近隣の避難所への避難だけでなく、「密」の防止という観点から避難者の自助努力による分散避難を促進していく必要があります。
- ▶ 感染症流行時においては、車中泊を行う避難者の増加が想定されます。

推進方針

- ▶ 避難所運営において、間仕切り等を用いた「密」の防止や、消毒薬の備蓄、換気の実施などを徹底します。
- ▶ 感染症予防や発生時の対応に関する知識について、広報もとみや等において普及・啓発を図ります。また、「密」の防止に向け、自宅から離れた(空きのある)避難所への避難やホテル避難、親戚・知人宅への避難など、自助努力による避難先の確保を促進します。
- ▶ 車中泊を行う避難者への支援の在り方を検討します。

関連する SDGs のゴール



(2) 下水道施設の強化

① 下水道施設の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

▶各施設の老朽化対策及び耐震化を計画的に進める必要があります。

推進方針

▶地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため各施設の老朽化対策を計画的に推進します。

関連する SDGs のゴール



② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

【建設部】

脆弱性評価

▶公共下水道の整備区域外において、水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換に対し設置費の一部を補助し合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

推進方針

▶下水道処理区域外における設置及び適正管理に関する啓発を行い、災害時における生活排水の公共用水域への流出防止を図ります。

関連する SDGs のゴール



2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 非常用物資の確保

① 非常用物資の備蓄促進

【市民部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 災害発生時においても、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、これらの備蓄を行うとともに、空路からの物資受入拠点の整備や備蓄倉庫の確保にも取り組んでいます。
- ▶ 令和元年東日本台風の際は、最大で 839 人の避難者が発生し、物資の不足が発生しました。このことを踏まえ、長期間の供給不足も想定した更なる物資の充実が課題となっています。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染防止のための物資(テント、パーティション、マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋、レインコートなど)の備蓄が増えていることで、倉庫が手狭になっていることから、備蓄倉庫の更なる拡充が必要です。

推進方針

- ▶ 災害発生時においても食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、更なる物資の充実を図ります。
- ▶ 避難所施設の敷地内や近接地にサテライト型の防災倉庫の整備を進めるなど、備蓄倉庫の拡充を図り、避難所の早期開設に向けて取り組みます。

関連する SDGs のゴール



②物資供給等に係る連携体制の整備

【市民部】

脆弱性評価

- ▶災害時に被災地で必要となる食料や生活必需品等の物資供給を確保するため、民間事業者と物資調達に関する協定を締結し、物資の調達体制の整備に努めています。
- ▶大規模災害等の発生時は物資の調達が困難になる可能性があることから、物資供給体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。



推進方針

- ▶既存の協定締結民間事業者との連携強化や新規の災害時応援協定締結を検討するなど、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進します。

関連する SDGs のゴール

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 
--	---	--

(2)水道施設の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時においても水道による給水機能を確保するため、水道管路の耐震化を実施しています。また、水道施設のアセットマネジメント(資産管理)を実施し、計画的に施設の耐震化を推進しています。
- ▶水道管路及び施設の耐震化については多額の費用が必要となっているほか、水道管路の応急復旧用資材の備蓄についても、費用面・スペース面で課題があります。



推進方針

- ▶水道管路及び水道施設の耐震化を推進し、水道供給を図るほか、応急復旧用資材について災害時に不足が生じた場合は、資材メーカー及び商社等から資材の供給を受けられるよう、平常時から連携体制の構築を推進します。

関連する SDGs のゴール



(3)地域医療・福祉の充実

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶災害時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、安達医師会及び安達地方広域行政組合、本宮市社会福祉協議会、介護保険・障がい者福祉サービス事業所など関係機関との協力・連携を強化していく必要があります。
- ▶一人暮らし高齢者や高齢者世帯における緊急時に備え、救急医療情報キットを給付していますが、医療情報の更新や避難時の持ち出しなど、適切な管理を促していく必要があります。
- ▶医療等が不足する場合には災害派遣医療チーム(DMAT)等の応援を県に要請することとしており、受援とマネジメントの体制を確立する必要があります。

推進方針

- ▶平時から医療・福祉関係機関との協力・連携を強化します。
- ▶災害時に被災者の医療情報等を迅速に把握できるよう、救急医療情報キットの普及を促進します。
- ▶災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入れについて、総合防災訓練における訓練メニューに加えるなどして、受援とマネジメント体制を確立し被災者の健康を管理します。

関連する SDGs のゴール



(4)学校施設等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶学校施設・児童施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難場所等となることから、その安全性の確保は喫緊の課題です。

推進方針

- ▶施設に付随する非構造材や防災備品の定期的な点検により施設全体の安全性の確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



(5)保育所・幼稚園等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶本市では 4 幼稚園、4 保育所、1 幼保総合施設を運営しており、就学前の子どもたちの安全性の確保は重要な課題です。
- ▶耐震性が不足する建物については施設の計画的な整備を図る必要があります。

推進方針

- ▶学校施設等耐震化推進事業の最後となる第2保育所の建設に着手しており、令和 3 年(2021年)7月の開所を目指します。
- ▶令和元年東日本台風で被災した第1保育所については、災害復旧により移転して改良復旧します。

関連する SDGs のゴール



(6)社会教育施設・社会体育施設等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶本市では、2公民館、5地区公民館、6分館のほか、サンライズもとみや、しらさわカルチャーセンター、歴史民俗資料館、白沢ふれあい文化ホールなどの社会教育施設を設置しています。そのほとんどが大規模災害時には避難所となることから施設の安全性の確保が重要です。
- ▶施設の中には築30年を経過している施設もあり老朽化が進んでいる状況です。

推進方針

- ▶施設の中には築30年を経過し老朽化が進んでいる施設もあることから、既存施設の長寿命化を図り、安全性の向上を図ります。

関連するSDGsのゴール



(7)その他教育施設等の耐震化等

【教育部】

脆弱性評価

- ▶本宮方部学校給食センターは、子どもたちの給食を提供する施設であるとともに、災害時の非常食を提供する施設となることから、その安全性の確保は重要な課題です。

推進方針

- ▶施設及び付随する設備等の定期的な点検等により施設の安全性の確保に努めます。

関連するSDGsのゴール



(8)福祉避難所の確保・充実

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として、本宮市民元気いきいき応援プラザ(えぽか)をはじめ、市内に5か所の福祉避難所を整備しています。
- ▶市の保有する施設に加え、特別養護老人ホームぼたん荘と協定を締結し、要介護者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えています。
- ▶立地条件によっては浸水等により被災するリスクのある避難所もあるため、安全性の確保に努める必要があります。
- ▶要配慮者以外の市民の避難により、要配慮者の福祉避難所への受入れが困難となる事態を避けるため、市民への福祉避難所の機能の明確化や周知が必要となっています。

推進方針

- ▶あらゆる災害に対し、福祉避難所の安全性を確保するとともに、市の保有する施設では十分な対応ができない要介護者等の円滑な受入体制を整えるため、福祉施設との協定締結を促進します。
- ▶福祉避難所を要配慮者の安全を確保するための避難所として機能させるため、避難の対象とすべき方を明確にし、市民の理解を得るよう周知します。

関連する SDGs のゴール



**【事前に備えるべき目標】3
大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する**

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 業務継続に必要な体制の整備

【総務政策部】【市民部】

脆弱性評価

- ▶市では、大規模災害発生時に市職員や庁舎、資機材、情報、ライフライン等の資源の制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行う必要があるため、「本宮市業務継続計画」を平成28年(2016年)9月に策定しています。
- ▶大規模災害発生に備え、民間企業等と災害時応援協定を締結していますが、民間企業等自体の被災や道路等の寸断により受援が困難になることも想定されることから、それらも想定した業務継続の実効性を高める取組を推進していく必要があります。



推進方針

- ▶「本宮市業務継続計画」に基づき、業務継続体制の確保のための訓練や非常時優先業務の見直し、食料等の備蓄計画の策定など、大規模災害発生時であっても必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を推進します。

関連する SDGs のゴール



(2)庁舎等の耐震化等

【財務部】【市民部】【施設を管理している各部】

脆弱性評価

- ▶大規模自然災害発生時において、行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、市役所本庁舎や白沢総合支所等の庁舎について、耐震性の確保や資機材等の整備・更新が必要です。



推進方針

- ▶災害時において、市役所・支所の行政機能を確保するため、耐震性の確保や防災行政無線、非常用発電など災害対応に関する設備の適切な管理等、災害対応拠点機能を維持し業務が継続できるよう努めます。

関連する SDGs のゴール



(3)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

【総務政策部】【市民部】

脆弱性評価

- ▶災害発生時には、総務省が実施する「被災市区町村応援職員確保システム」を通じ、相互の応援要請・職員派遣をすることとしています。
- ▶大規模災害等の影響が広範囲に及び、本市単独で災害対策を実施することが困難になる場合に備え、友好都市の埼玉県上尾市や全国へそのまち協議会加盟市町村と、災害時の相互応援協定を締結しています。
- ▶郡山市を中心市とする5市7町4村で構成される「こおりやま広域圏」において、被災市町村の要請をもとに対口支援を行う体制を構築していますが、被害が広域化した場合は圏域内市町村の大部分が被害を受ける可能性があるため、他の広域圏との連携等を検討していく必要があります。

推進方針

- ▶大規模災害発生時に他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み受援体制の整備を図ります。
- ▶災害時の相互応援協定を締結している市町村と、平常時からの交流を深め、良好な関係を継続します。
- ▶こおりやま広域圏については、事前に定められた対口支援体制に基づき、各市町村間の連携を密にしながら、滞りなく支援を行えるよう調整を図ります。

関連する SDGs のゴール



【事前に備えるべき目標】4

大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 情報通信設備の耐災害性の強化

【財務部】【市民部】

脆弱性評価

- ▶非常用電源による電力供給体制の確保や「災害時優先電話」の設置等により、地震や地域停電が発生した場合でも、情報通信設備が停止しない体制を確保しています。
- ▶NTT基地局の被災により機能不全に陥った場合の対策が想定できていないことが課題となっています。
- ▶災害時に県、市町村及び消防本部等を結ぶ情報連携の手段として、「福島県総合情報通信ネットワーク」を整備しており、今後も適切な維持管理等を行っていく必要があります。

推進方針

- ▶NTT基地局の機能不全に陥った場合の対策をNTTと検討するなど、大規模災害による被災も想定した通信体制の確保・強化を図ります。
- ▶「福島県総合情報通信ネットワーク」について、大規模災害時においても機能が喪失されないよう、今後も適切な維持管理等を行います。

関連する SDGs のゴール



(2)情報システムの業務継続体制の強化

【総務政策部】【財務部】

脆弱性評価

- ▶税・住民情報等の基幹システムについて市外のデータセンターを利用し業務継続強化を図っています。
- ▶接続回線は特にセキュリティされた回線を利用しており、専用回線外では利用できないため、災害下での利用できる場所が限定されることが課題となっています。
- ▶他方、情報系システムに関しては、通信速度確保のため本庁内でデータサーバが稼働しています。本庁舎外にバックアップ用サーバは無いため、本庁舎の被災を想定したバックアップ装置設置やデータセンター利用の検討が必要です。
- ▶また、情報系システムの回線に関しては、サテライト勤務用の専用装置を準備し、市内・市外に関わらず利用できるよう対策を講じていますが、導入数に限りがあり利用者が限定されることが課題となっています。

推進方針

- ▶税・住民情報等の基幹システムについては、災害下での利用できる場所の増設を推進します。
- ▶情報系システムに関しては、本庁舎以外でのバックアップ装置設置、データセンターの利用の導入推進を図ります。併せてサテライト勤務用の専用装置の必要数の検討を行います。

関連する SDGs のゴール



4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 情報伝達手段の確保・充実

【総務政策部】【市民部】【保健福祉部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 気象予警報や避難指示など緊急性の高い災害情報を、パソコンや携帯電話等を使うことのできない方も含めすべての人に適切に伝達できるよう、的確かつ迅速で多様な情報伝達手段の構築を行う必要があります。
- ▶ 市民への情報発信のみならず、市の情報収集体制や市民が情報にアクセスするための環境整備や緊急時の連絡体制などの整備も求められています。

推進方針

- ▶ 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム(Lアラート)の運用や緊急速報メールの配信、市ホームページや市公式ツイッターの活用、防災行政無線や防災ラジオの利用、消防車両・広報車の活用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、市民等への情報伝達体制の強化を推進します。
- ▶ 簡易な用語を使うなど分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、情報の伝え方(読み上げのトーン)や適切なタイミングでの情報提供に努めます。
- ▶ 本宮市地域防災ICT利活用ネットワークや福島県河川流域総合情報システム等を活用し災害時における適切な情報収集を行うとともに、公衆 Wi-Fi の設置や緊急通報システムの構築など避難行動や救助・支援が遅れないよう、市民の情報伝達・発信環境の整備に努めます。

関連する SDGs のゴール



(2)情報収集・通信の協力体制の確保

【市民部】

脆弱性評価

- ▶各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時においても市民に正確かつ分かりやすい情報を提供するための体制を確保しています。



推進方針

- ▶災害時応援協定を締結している各関係機関と平時から顔の見える関係づくりを進めるなど連携を強化し、大規模災害時における情報収集・通信の協力体制の確保を図ります。

関連する SDGs のゴール



【事前に備えるべき目標】5

大規模自然災害等発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

(1)企業の事業継続力強化の支援

【産業部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害の発生は、事業者の経営だけでなくサプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすことから、災害時に事業所の事業が継続され、経済活動の停滞を招くことがないよう、中小企業の防災・減災対策の取組を促進する必要があります。

推進方針

- ▶中小企業の事業継続計画(BCP)策定を支援していくほか、事業継続力強化計画の策定支援に関する計画を、本宮市商工会と連携して策定し、中小企業の事業継続体制の強化を促進します。

関連する SDGs のゴール



(2) 緊急輸送体制の整備

① 緊急輸送道路等の確保

【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 大規模災害等の発生時において、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要因等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路を指定しています。
- ▶ 災害時に効率的な運用を図るため、平時から安全・安心の確保を推進する必要があります。



推進方針

- ▶ 平時から見回りや整備・補修作業を行うなど、安全・安心な緊急輸送道路の確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



② 橋りょうの耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶ 本市で管理している橋りょうは 172 橋あり、その多くが整備後 30 年未満となっている一方で、整備後 40 年以上の橋りょうも多くなっていることから、耐震化・長寿命化を推進していく必要があります。



推進方針

- ▶ 大規模災害時においても安全な走行を確保するため、「本宮市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進し緊急輸送道路等を確保します。

関連する SDGs のゴール



5-2 食料等の安定供給の停滞

(1) 農業水利施設の整備・保全

【産業部】

脆弱性評価

- ▶ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があります。

推進方針

- ▶ 安積疏水土地改良区や安達疏水土地改良区、各水利組合などと連携を図りながら老朽化した水路等を更新し、農業水利施設の整備・保全に努めます。

関連する SDGs のゴール



(2) 物資供給等に係る連携体制の整備

【市民部】

脆弱性評価

- ▶ 災害時に被災地で必要となる食料や生活必需品等の物資供給を確保するため、民間事業者と物資調達に関する協定を締結し、物資の調達体制の整備に努めています。
- ▶ 大規模災害等の発生時は物資の調達が困難になる可能性があることから、物資供給体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。

推進方針

- ▶ 既存の協定締結民間事業者との連携強化や新規の災害時応援協定締結を検討するなど、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進します。

関連する SDGs のゴール



(3)食料等の供給ルートの確保

①緊急輸送道路等の確保

【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時において、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要因等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路を指定しています。
- ▶災害時に効率的な運用を図るため、平時から安全・安心の確保を推進する必要があります。



推進方針

- ▶緊急輸送道路について、平時から見回りや整備・補修作業を行うなど、安全・安心な食料等の供給ルートの確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



②橋りょうの耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市で管理している橋りょうは 172 橋あり、その多くが整備後 30 年未満となっている一方で、整備後 40 年以上の橋りょうも多くなっていることから、耐震化・長寿命化を推進していく必要があります。



推進方針

- ▶大規模災害時においても安全な走行を確保するため、「本宮市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進し食料等の供給ルートを確保します。

関連する SDGs のゴール



【事前に備えるべき目標】6

大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(1)再生可能エネルギーの導入拡大

【市民部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害時においても生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーの導入を促進し、市内の電力自給率の向上を図っています。
- ▶太陽光発電システムを設置した世帯への補助を行っていますが、補助は一般家庭への設置に限定しており、事業所は対象外となっています。

推進方針

- ▶太陽光発電システムに関する情報提供や設備導入への支援など、再生可能エネルギーの導入促進のための普及・啓発に取り組みます。
- ▶太陽光発電システムの設置補助について、事業所に対し国や県等の施策に関する情報提供を行うなど、導入促進に向けた取組を行います。

関連する SDGs のゴール



(2)エネルギー供給等に関する災害時応援体制の整備

【市民部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時において、緊急車両や避難所等で必要となる燃料の供給を確保するため、LPガス協会郡山支部と供給に関する災害時応援協定を締結しています。
- ▶電力については、東北電力と災害時応援協定を締結しており、大規模災害等の発生時においても速やかに電力施設等の応急復旧により電力を確保するための体制を構築しています。



推進方針

- ▶災害時応援協定を締結している事業者との緊密な連携により、災害時に必要な燃料・電力等の確保に向けた取組を推進します。

関連する SDGs のゴール



6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(1) 水道施設の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時においても水道による給水機能を確保するため、水道管路の耐震化を実施しています。また、水道施設のアセットマネジメント(資産管理)を実施し、計画的に施設の耐震化を推進しています。
- ▶水道管路及び施設の耐震化については多額の費用が必要となっているほか、水道管路の応急復旧用資材の備蓄についても、費用面・スペース面で課題があります。

推進方針

- ▶水道管路及び水道施設の耐震化を推進し、水道供給を図るほか、応急復旧用資材について災害時に不足が生じた場合は、資材メーカー及び商社等から資材の供給を受けられるよう、平常時から連携体制の構築を推進し長期間にわたる機能停止を防止します。

関連する SDGs のゴール



(2) 下水道施設の強化

① 下水道施設の耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶各施設の老朽化対策及び耐震化を計画的に進める必要があります。

推進方針

- ▶地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため各施設の老朽化対策を計画的に推進し機能を維持し長期間にわたる機能停止を防止します。

関連する SDGs のゴール



②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

【建設部】

脆弱性評価

- ▶公共下水道の整備区域外において、水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換に対し設置費の一部を補助し合併処理浄化槽の普及促進を図っています。



推進方針

- ▶下水道処理区域外における設置及び適正管理に関する啓発を行い、災害時における生活排水の公共用水域への流出防止を図ります。

関連する SDGs のゴール



6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(1) 緊急輸送体制の整備

① 緊急輸送道路等の確保

【建設部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害等の発生時において、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要因等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路を指定しています。
- ▶災害時に効率的な運用を図るため、平時から安全・安心の確保を推進する必要があります。

推進方針

- ▶緊急輸送道路について、平時から見回りや整備・補修作業を行うなど、安全・安心な地域交通ネットワークの確保に努めます。

関連する SDGs のゴール



② 橋りょうの耐震化等

【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市で管理している橋りょうは 172 橋あり、その多くが整備後 30 年未満となっている一方で、整備後 40 年以上の橋りょうも多くなっていることから、耐震化・長寿命化を推進していく必要があります。

推進方針

- ▶大規模災害時においても安全な走行を確保するため、「本宮市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進し地域交通ネットワークを確保します。

関連する SDGs のゴール



(2)地域公共交通の確保

【市民部】

脆弱性評価

- ▶鉄道・バス等の地域公共交通は、地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であるとともに、災害時の物資等輸送や市民の避難において重要なものです。
- ▶市では令和2年(2020年)7月に「本宮市地域公共交通活性化協議会」を設立し、地域公共交通活性化再生法に基づく「本宮市地域公共交通計画」の策定を行っており、現状の交通システムの課題整理と市民ニーズを把握した上で、地域公共交通の再構築に向けた方針を定めていく必要があります。



推進方針

- ▶市民の「生活の足」として地域の日常生活を支えるとともに、災害時の物資等輸送や市民の避難に活用できるよう、市民ニーズを的確に捉えながら、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保のための取組を推進します。

関連する SDGs のゴール



【事前に備えるべき目標】7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1)ため池の決壊等による被害の防止

【産業部】

脆弱性評価

- ▶防災重点ため池31か所のハザードマップを作成し、浸水想定区域の市民へ周知していく必要があります。
- ▶危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要があります。

推進方針

- ▶防災重点ため池のハザードマップを作成して浸水想定区域等について市民に周知します。

関連する SDGs のゴール



(2)農業水利施設の整備・保全

【産業部】

脆弱性評価

- ▶農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があります。

推進方針

- ▶安積疏水土地改良区や安達疏水土地改良区、各水利組合などと連携を図りながら老朽化した水路等の更新を進め、損壊・機能不全による二次災害の発生を防止します。

関連する SDGs のゴール



(3)河川の改修・維持管理等

【市民部】【産業部】【建設部】

脆弱性評価

- ▶本市には、阿武隈川や安達太良川等国や県が管理する河川と市が管理する河川、あわせて10河川があります。
- ▶近年は、台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年東日本台風による大雨では、阿武隈川の氾濫、バックウォーター現象の発生による安達太良川堤防の決壊などにより甚大な浸水被害が発生したことから、関係機関と連携し、計画的に河川の改修等を行う必要があります。
- ▶流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川については、河川堆積土の除去(河道掘削)などの維持管理も必要になっています。



推進方針

- ▶河川の氾濫等による浸水の防止と被害軽減に向けて、国・県が管理する河川については、複合災害・二次災害が発生しないよう未改修箇所早期改修と維持管理の強化について要請を行います。
- ▶市が管理する河川については、未改修箇所の改修を進めるとともに、護岸堤防の修繕等や河川堆積土の除去により、雨水流下能力の確保を図ります。

関連するSDGsのゴール



7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(1)有害物質の拡散・流出の防止

【市民部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害時に有害な化学物質が拡散・流出することによる、周辺に住む市民の健康被害や環境汚染を防止するため、有害物質取扱業者に対して県と連携し管理上の指導・助言を行っています。また、油漏れによる河川等への影響が懸念される事故等が発生した場合に備え、吸着マットを保管しています。
- ▶大規模災害等が発生した場合、有害物質取扱業者に対する指導・監視は困難になるため、自主的な応急措置等を促していく必要があります。

推進方針

- ▶有害物質の拡散・流出防止に向け、災害発生時の速やかな状況把握及び応急措置等について、今後も各関係機関と連携し、必要に応じた指導・助言を行います。

関連する SDGs のゴール



7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

(1)放射線モニタリング体制の確保

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶東日本大震災に伴う原子力災害からの復興及び市民の不安解消に向け、市内の空間放射線量の測定を継続して実施しているほか、本宮測定所と白沢測定所の2か所で自家消費農産物等の放射能モニタリング検査を実施しています。
- ▶今後、大規模災害等による放射性物質の飛散・漏洩が発生した場合においても、市民の被ばくを最小限に抑えるための体制を整備する必要があります。

推進方針

- ▶原子力災害からの復興及び市民の不安解消に向け、空間放射線量及び農産物等のモニタリングを継続します。

関連する SDGs のゴール



(2)原子力防災体制の充実・強化

【市民部】

脆弱性評価

- ▶原子力災害の教訓を踏まえ、本宮市地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しに取り組んでいます。
- ▶原子力防災体制については市だけでは解決困難な課題があることから、県と連携して広域避難や避難者受入れについての体制整備に努める必要があります。
- ▶市域の一部が、東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所から 50km以内の「放射性ヨウ素防護地域」となることから、コンクリート屋内退避体制の整備に努める必要があります。



推進方針

- ▶県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう自治体との協定締結を推進するとともに、県地域防災計画に準じ、屋内退避及び避難誘導のための避難計画の策定を進めます。
- ▶コンクリート屋内退避施設について調査を行う等、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を推進します。

関連する SDGs のゴール



(3)放射線教育の推進

【教育部】

脆弱性評価

- ▶児童生徒に放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を育むため、全小中学校で全学年に対して放射線教育を実施しています。



推進方針

- ▶児童生徒に放射線教育を引き続き実施し、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を育みます。

関連する SDGs のゴール



7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 耕作放棄地の発生防止と再生

【産業部】【農業委員会】

脆弱性評価

- ▶ 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや、下流域への土壌流出を防ぐ働きなど多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させます。
- ▶ 市では、毎年8～9月に市内の耕作放棄地の現状把握を行っていますが、耕作放棄地の所有者が今後も耕作・保全管理が困難な場合は、地域の農業者等への農地の集積・集約化を図る必要があります。



推進方針

- ▶ 農地が有する多面的機能を維持するため、市内の耕作放棄地の現状把握を継続するとともに、農業者に対する農地中間管理機構の活用支援や、農地のあっせん支援等を行います。
- ▶ 農地の流動化を促進するため、集落ごとの話し合いと将来方針の作成をサポートします。

関連する SDGs のゴール



(2)有害鳥獣被害対策の充実

【産業部】

脆弱性評価

- ▶イノシシ、カラスなどにより農作物に被害が出ており、鳥獣被害を一因として田畑が荒らされている状況がみられます。
- ▶本市では、電気柵への助成、イノシシの捕獲への補助等を実施するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組んでいます。

推進方針

- ▶電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲など地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進します。

関連する SDGs のゴール



(3)農業水利施設の整備・保全

【産業部】

脆弱性評価

- ▶農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があります。

推進方針

- ▶安積疏水土地改良区や安達疏水土地改良区、各水利組合などと連携を図りながら老朽化した水路等の更新を進め水利の確保を図り、農地の荒廃による被害の拡大を防止します。

関連する SDGs のゴール



(4) 森林の多面的機能の保全

【産業部】

脆弱性評価

▶ 水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。

推進方針

- ▶ 森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力向上に向けて支援していきます。
- ▶ 荒廃した森林災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・災害防止を推進します。

関連する SDGs のゴール



7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響の発生

(1) 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

【産業部】

脆弱性評価

- ▶大規模自然災害や原子力発電所災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応等の風評により農業生産物等の売上げが減少しています。
- ▶大規模自然災害発生時の風評等を払拭するための体制を整備する必要があります。

推進方針

- ▶トップセールスや首都圏販売会などの実施により風評払拭のためのPR活動を実施します。

関連する SDGs のゴール



(2) 放射線モニタリング体制の確保

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶東日本大震災に伴う原子力災害からの復興及び市民の不安解消に向け、市内の空間放射線量の測定を継続して実施しているほか、本宮測定所と白沢測定所の2か所で自家消費用農産物等の放射能モニタリング検査を実施しています。
- ▶今後、大規模災害等による放射性物質の飛散・漏洩が発生した場合においても、市民の被ばくを最小限に抑えるための体制を整備する必要があります。

推進方針

- ▶原子力災害からの復興及び市民の不安解消に向け、空間放射線量及び農産物等のモニタリングを継続します。

関連する SDGs のゴール



【事前に備えるべき目標】8
 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に
 再建・回復できる条件を整備する

**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が
 大幅に遅れる事態**

(1)災害廃棄物処理体制の整備

【市民部】

脆弱性評価

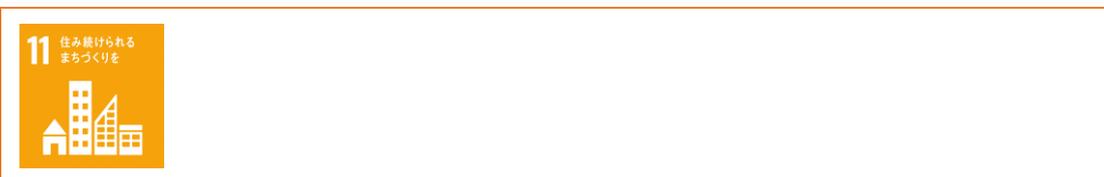
- ▶大規模な地震や水害等の発生時には、通常通りの廃棄物処理が困難になるとともに、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれます。
- ▶災害廃棄物を迅速に処理するため、国の災害廃棄物対策指針に準拠し、県計画との整合を図りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があります。



推進方針

- ▶大規模な地震・水害等発生時の円滑な復旧・復興の実施に向け、「災害廃棄物処理計画」の策定に向けた情報収集や検討を行います。

関連する SDGs のゴール



8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1)災害・復興ボランティアの受入体制の整備

【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶大規模災害時において、被災者のニーズにきめ細かく対応するには、ボランティア活動を強化していく必要があります。

推進方針

- ▶大雨による河川の氾濫時等による被災家屋の土砂撤去や生活支援等、被災者の生活再建に果たす役割は大きいことから、ボランティア活動が円滑に実施されるように、本宮市社会福祉協議会と連携を図りながら災害ボランティアの活動環境の整備を図ります。

関連する SDGs のゴール



(2)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

【総務政策部】【市民部】

脆弱性評価

- ▶災害発生時には、総務省が実施する「被災市区町村応援職員確保システム」を通じ、相互の応援要請・職員派遣をすることとしています。
- ▶大規模災害等の影響が広範囲に及び、本市単独で災害対策を実施することが困難になる場合に備え、友好都市の埼玉県上尾市や全国へそのまち協議会加盟市町村と、災害時の相互応援協定を締結しています。
- ▶郡山市を中心市とする5市7町4村で構成される「こおりやま広域圏」において、被災市町村の要請をもとに対口支援を行う体制を構築していますが、被害が広域化した場合は圏域内市町村の大部分が被害を受ける可能性があるため、他の広域圏との連携等を検討していく必要があります。

推進方針

- ▶大規模災害発生時に他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み受援体制の整備を図ります。
- ▶災害時の相互応援協定を締結している市町村と、平常時からの交流を深め、良好な関係を継続します。
- ▶こおりやま広域圏については、事前に定められた対口支援体制に基づき、各市町村間の連携を密にししながら、滞りなく支援を行えるよう調整を図ります。

関連する SDGs のゴール



8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失

(1) 指定文化財等の防災対策

【教育部】

脆弱性評価

- ▶文化財は、本宮市の自然・歴史・文化的環境の中で育まれ継承されてきたもので、確実に保存し、後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用することが求められています。



推進方針

- ▶地域固有の価値を有する貴重な文化財を、確実に保存し後世に継承するとともに、利用者の安全や防災面に配慮して、環境整備を進めます。

関連する SDGs のゴール



8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 地域防災活動の推進

【市民部】

脆弱性評価

- ▶ 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要です。
- ▶ 共助の取組の核となる自主防災組織は市内に 35 組織ありますが、浸水区域内の組織率の向上に取り組む必要があり、地区ごとの自発的な防災活動を促すため、自主防災計画や地区防災計画の作成も求められています。

推進方針

- ▶ 大規模災害時における自助・共助による防災活動の重要性について、市民の理解を深めるための方策を推進します。
- ▶ 地域における日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダー・防災士等の人材育成を推進します。
- ▶ 適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進し、行政区や事業所において、初期消火や避難誘導、負傷者の救出など、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図ります。
- ▶ 災害発生時に個人や各地区の自発的な防災活動を促すため、自主防災計画や地区防災計画を作成します。

関連する SDGs のゴール



(2)避難行動要支援者対策の推進

【市民部】【保健福祉部】

脆弱性評価

- ▶高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されます。
- ▶災害発生時、速やかに要配慮者の避難誘導等を行えるよう、平時から地域の要配慮者を把握することが重要であり、そのための避難行動要支援者名簿の作成や一人ひとりの具体的な個別支援計画の作成などが必要となっています。
- ▶加えて、名簿掲載者の同意を得られない場合、災害時に関係者へ情報提供を行うことができないため、名簿提供の同意を事前に得るための啓発が必要です。



推進方針

- ▶「要配慮者避難支援プラン」や「避難行動要支援者名簿」を作成し、要配慮者や避難行動要支援者の情報把握に努めるとともに、関係機関及び市民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、消防団や自主防災組織との連絡体制の構築や共助の取組等を推進します。
- ▶非常時に声を掛け合うことができるよう、日頃から地域コミュニティを構築するとともに、多様な手段を用いて早期避難を促すための取組を検討します。
- ▶警戒レベルに応じて避難する(すべき)人を事前に取り決めておくことや、一人ひとりの個別の避難計画の策定を推進します。

関連する SDGs のゴール



(3)地域公共交通の確保

【市民部】

脆弱性評価

- ▶鉄道・バス等の地域公共交通は、地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であるとともに、災害時の物資等輸送や市民の避難において重要なものです。
- ▶市では令和2年(2020年)7月に「本宮市地域公共交通活性化協議会」を設立し、地域公共交通活性化再生法に基づく「本宮市地域公共交通計画」の策定を行っており、現状の交通システムの課題整理と市民ニーズを把握した上で、地域公共交通の再構築に向けた方針を定めていく必要があります。



推進方針

- ▶市民の「生活の足」として地域の日常生活を支えるとともに、災害時の物資等輸送や市民の避難に活用できるよう、市民ニーズを的確に捉えながら、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保のための取組を推進します。

関連する SDGs のゴール

11

住み続けられる
まちづくりを



第6章 施策の推進体制の整備

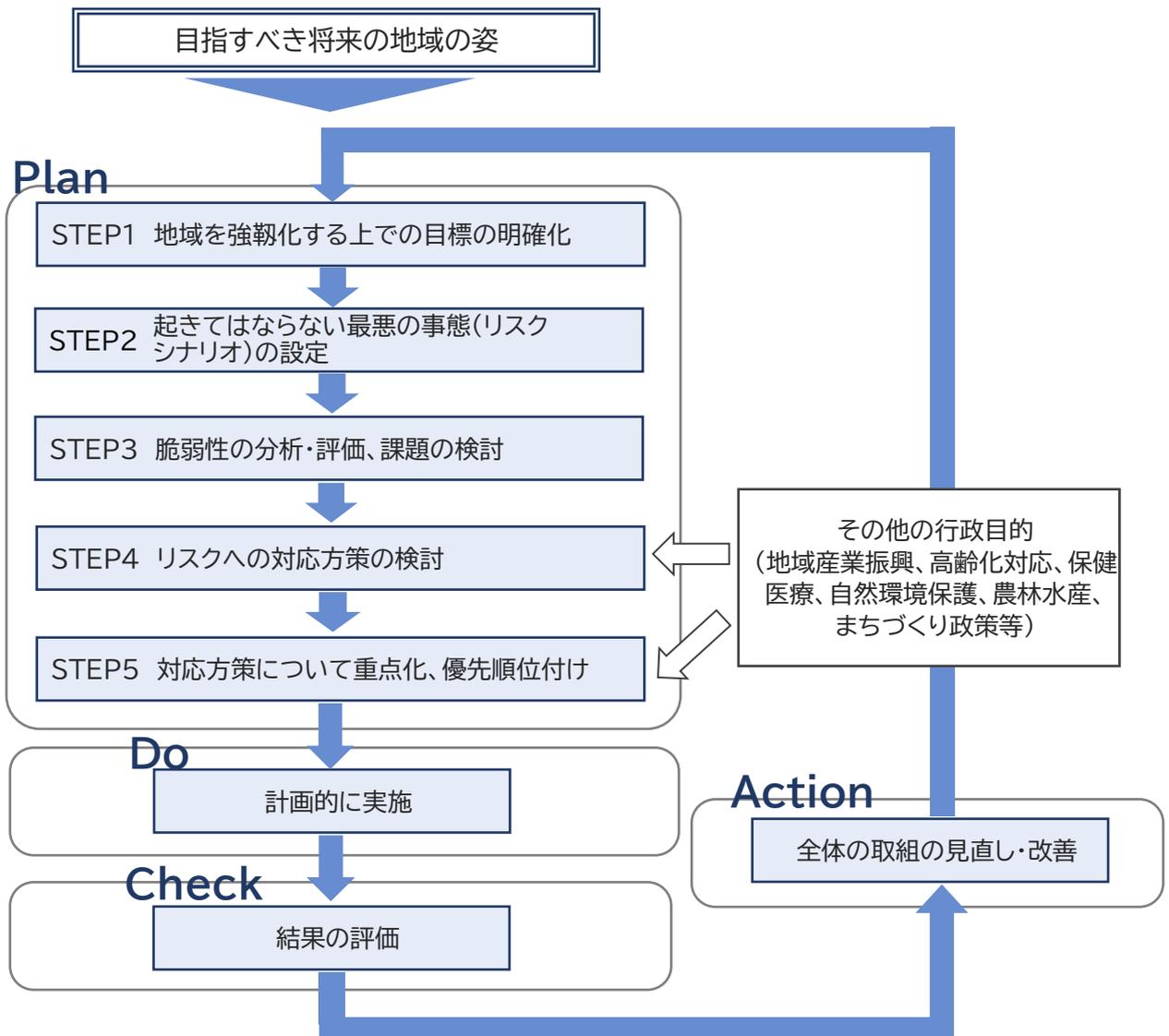
1 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進については、庁議メンバーの部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強靱な地域づくり」に取り組んでいきます。

(2)進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行うとともに、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとします。



対応する施策・事業一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
1 大規模自然災害等が発生しても人命の保護を最大限に図る			
1-1 地震等に伴う建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生			
		(1)住宅・建築物の耐震化 代替施設確保事業 高齢者福祉施設整備事業 社会福祉施設整備事業 木造住宅耐震診断者派遣事業 木造住宅耐震改修事業 公営住宅等長寿命化計画 小学校長寿命化事業 中学校長寿命化事業 図書館長寿命化事業 博物館等長寿命化事業 スポーツ施設長寿命化事業 集会施設長寿命化事業 文化施設長寿命化事業 その他教育施設長寿命化事業 保育所・幼稚園長寿命化事業 児童施設長寿命化事業 公民館等長寿命化事業	財務部 保健福祉部 保健福祉部 建設部 建設部 建設部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部 教育部
		(2)宅地の耐震化 大規模盛土造成地変動予測調査事業	建設部
		(3)空き家対策の推進 空き家対策事業	建設部
		(4)災害に強い市街地の形成 本宮駅周辺東西アクセス整備事業 本宮駅西口広場整備事業 五百川駅前広場整備事業 都市公園施設長寿命化事業 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 館ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 まちづくり道路整備事業 生活道路小規模改良事業 幹線道路新設改良事業 橋りょう長寿命化事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		(5)消防体制の充実・強化 消防団活動支援事業 安達地方広域行政組合消防費負担事業 消防団協力事業所の拡充 消防施設等整備事業(屯所) 消防施設等整備事業(ポンプ車・積載車) 消防施設等整備事業(水利)	市民部 市民部 市民部 市民部 市民部 市民部
	1-2 台風等の長雨または短時間強雨(ゲリラ豪雨)による、河川の氾濫や広域かつ長期的な市街地等の浸水被害に伴う死傷者の発生		
		(1)河川の改修・維持管理等 環境美化推進事業 農業農村基盤整備事業 農村地域防災減災事業 阿武隈川左岸築堤推進事業 阿武隈川左岸築堤推進事業(堆積土除去)	市民部 産業部 産業部 建設部 建設部
		(2)内水浸水対策の推進 用悪水路改良事業 高木排水ポンプ場増強事業 雨水流出抑制対策事業 千代田第二排水区雨水排水路整備事業 都市下水路整備事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
		(3)洪水ハザードマップの作成・活用 ハザードマップ作成事業	市民部
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害による集落等の壊滅や死傷者の発生		
		(1)火山噴火に対する警戒避難体制の整備 総合防災訓練実施事業 ハザードマップ作成事業	市民部 市民部
		(2)土砂災害防止対策の推進 急傾斜地崩壊対策事業 ハザードマップ作成事業 市総合防災訓練実施事業 緊急予防治山事業 山村地域防災減災事業 道路維持補修事業	市民部 市民部 市民部 産業部 産業部 建設部
		(3)森林の多面的機能の保全 森林基盤整備事業 森林環境保全整備事業 森林環境保全直接支援事業 多面的機能支払交付金事業	産業部 産業部 産業部 産業部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
	1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	(1)道路・建物等の雪害対策の強化 除雪対策事業	建設部
		(2)市民と連携した生活道路等の除雪の推進 市民と連携した生活道路等の除雪の推進	保健福祉部 建設部
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	(1)情報伝達手段の確保・充実 多様なウェブサイトの運営 防災通信施設整備事業(防災ラジオ) 防災通信施設整備事業(防災行政無線) 福島県総合情報通信ネットワークの構築 地域支えあい体制づくり事業 包括的支援事業 生活支援体制整備事業	総務政策部 市民部 市民部 市民部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
		(2)防災訓練の実施 総合防災訓練実施事業 自主防災組織育成事業 総合防災訓練による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 地域防災組織の訓練指導 国際理解推進事業 防災教育に係る授業の実施	市民部 市民部 市民部 市民部 市民部 教育部 教育部
		(3)避難誘導體制の整備 避難所誘導標識等設置事業 要配慮者避難支援プラン作成事業 地域支え合い体制づくり事業 地域支援事業 生活支援体制整備事業 国際理解推進事業	市民部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 教育部
		(4)避難所等の充実 避難所の充実 サテライト倉庫等整備事業 福祉避難所の確保・充実	市民部 市民部 保健福祉部 市民部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		(5)避難路等の整備 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 交通安全対策施設整備事業 本宮駅周辺東西アクセス整備事業 まちづくり道路整備事業 館ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 橋りょう長寿命化事業 生活道路小規模改良事業 道路維持補修事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
		(6)施設等における避難計画の作成等 避難計画書の作成	保健福祉部 教育部
		(7)地域防災力の向上 消防団活動支援事業 安達地方広域行政組合消防費負担事業 消防団協力事業所の拡大	市民部 市民部 市民部
2 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の避難・避難生活環境を確実に確保する			
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
		(1)非常用物資の確保 防災備蓄品整備事業 非常用備蓄水(ペットボトル)備蓄	市民部 市民部 建設部
		(2)水道施設の耐震化等 修理用資材の備蓄 新水道ビジョン策定 水道施設耐震化事業 生活基盤施設耐震化等交付金事業 緊急時対応訓練 老朽施設更新事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
		(3)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 こおりやま広域連携中枢都市圏災害時等の対口支援体制の運用 ふくしま田園中枢都市圏の応援体制の推進 全国へそのまち協議会の応援体制の推進 災害時受援計画策定事業	総務政策部 総務政策部 総務政策部 総務政策部 市民部
		(4)非常用物資の供給ルートの確保 山村強靱化林道整備事業 大山・松沢線整備事業 道路維持補修事業 本宮停車場・中條線整備事業	産業部 建設部 建設部 建設部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		館ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 橋りょう長寿命化事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
2-2 長期にわたる孤立集落等の発生			
		(1)孤立集落等への支援ルートの確保 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 道路維持補修事業 館ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内上沢線外整備事業 橋りょう長寿命化事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
2-3 警察・消防等の被災による救助や救急活動の絶対的不足			
		(1)防災訓練の実施 総合防災訓練実施事業 自主防災組織育成事業 総合防災訓練による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 地域防災組織の訓練指導 国際理解推進事業 防災教育に係る授業の実施	市民部 市民部 市民部 市民部 市民部 教育部 教育部
		(2)救急体制の充実 安達地方広域行政組合消防施設整備事業 安達地方広域行政組合消防車両整備事業	市民部 市民部
		(3)消防体制の充実・強化 消防団活動支援事業 安達地方広域行政組合消防費負担事業 消防団協力事業所の拡充 消防施設等整備事業(屯所) 消防施設等整備事業(ポンプ車・積載車) 消防施設等整備事業(水利)	市民部 市民部 市民部 市民部 市民部 市民部
		(4)消防広域応援体制の推進 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化	市民部
		(5)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 こおりやま広域連携中枢都市圏災害時等の対口支援体制の運用 ふくしま田園中枢都市圏の応援体制の推進 全国へそのまち協議会の応援体制の推進 災害時受援計画策定事業	総務政策部 総務政策部 総務政策部 総務政策部 市民部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺			
		(1)地域医療・福祉の充実 在宅当番医制負担事業 安達地方病院群輪番制等負担事業 総合医療情報システム運営参画事業 生活支援体制整備事業 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 救急医療キット給付事業 社会福祉施設整備事業	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
		(2)福祉避難所の確保・充実 福祉避難所の確保・充実	保健福祉部
		(3)医療・福祉に関する支援ルートの確保 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 舘ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 橋りょう長寿命化事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
2-5 被災地における感染症等の大規模発生			
		(1)避難所等における感染症対策等の充実 感染症予防事業 予防接種事業	保健福祉部 保健福祉部
		(2)下水道施設の強化 公共下水道整備事業 浄化槽設置整備事業 浄化槽維持管理費補助事業	建設部 建設部 建設部
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
		(1)非常用物資の確保 防災備蓄品整備事業 非常用備蓄水(ペットボトル)備蓄	市民部 市民部 建設部
		(2)水道施設の耐震化等 修理用資材の備蓄 新水道ビジョン策定 水道施設耐震化事業 生活基盤施設耐震化等交付金事業 緊急時対応訓練 老朽施設更新事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
		(3)地域医療・福祉の充実 在宅当番医制負担事業 安達地方病院群輪番制等負担事業 総合医療情報システム運営参画事業 生活支援体制整備事業 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		救急医療キット給付事業 社会福祉施設整備事業	保健福祉部 保健福祉部
		(4)学校施設等の耐震化等 小学校長寿命化事業 中学校長寿命化事業	教育部 教育部
		(5)保育所・幼稚園等の耐震化等 保育所・幼稚園長寿命化事業 児童施設長寿命化事業	教育部 教育部
		(6)社会教育施設・社会体育施設等の耐震化等 図書館長寿命化事業 博物館等長寿命化事業 スポーツ施設長寿命化事業 集会施設長寿命化事業 文化施設長寿命化事業	教育部 教育部 教育部 教育部 教育部
		(7)その他教育施設等の耐震化等 本宮方部学校給食センター設備改修事業	教育部
		(8)福祉避難所の確保・充実 福祉避難所の確保・充実	保健福祉部
3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する			
3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
		(1)業務継続に必要な体制の整備 業務継続に必要な体制の整備	総務政策部
		(2)庁舎等の耐震化等 代替施設確保事業	財務部
		(3)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 こおりやま広域連携中枢都市圏災害時等の対口支援体制の運用 ふくしま田園中枢都市圏の応援体制の推進 全国へそのまち協議会の応援体制の推進 災害時受援計画策定事業	総務政策部 総務政策部 総務政策部 総務政策部 市民部
4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する			
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
		(1)情報通信設備の耐災害性の強化 情報ネットワーク機器の更新事業	財務部 市民部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		(2)情報システムの業務継続体制の強化 業務継続計画の見直し業務	総務政策部 財務部
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
	(1)情報伝達手段の確保・充実 多様なウェブサイトの運営 防災通信施設整備事業(防災ラジオ) 防災通信施設整備事業(防災行政無線) 福島県総合情報通信ネットワークの構築 地域支えあい体制づくり事業 包括的支援事業 生活支援体制整備事業		総務政策部 市民部 市民部 市民部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
	(2)情報収集・通信の協力体制の確保 情報収集・通信の協力体制の確保		市民部
5 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない			
	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞		
	(1)企業の事業継続力強化の支援 企業の事業継続力強化の支援		産業部
	(2)緊急輸送体制の整備 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 道路維持補修事業 本宮停車場・中條線整備事業 舘ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 橋りょう長寿命化事業		建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
	5-2 食料等の安定供給の停滞		
	(1)農業水利施設の整備・保全 農業水路等長寿命化防災減災事業 多面的機能支払交付金 農業水利施設の整備・保全		産業部 産業部 産業部
	(2)物資供給等に係る連携体制の整備 物資供給等に係る連携体制の整備		市民部
	(3)食料等の供給ルートの確保 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 道路維持補修事業		建設部 建設部 建設部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		本宮停車場・中條線整備事業 館ノ越・関根線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 橋りよう長寿命化事業	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
6 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る			
6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止			
	(1)再生可能エネルギーの導入拡大 太陽光発電システム設置支援事業 ゼロカーボン推進事業		市民部 市民部
	(2)エネルギー供給等に関する災害時応援体制の整備 エネルギー供給等に関する災害時応援体制の整備		市民部
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止			
	(1)水道施設の耐震化等 修理用資材の備蓄 新水道ビジョン策定 水道施設耐震化事業 生活基盤施設耐震化等交付金事業 緊急時対応訓練実施事業 老朽施設更新事業		建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
	(2)下水道施設の強化 公共下水道整備事業 浄化槽設置整備事業 浄化槽維持管理費補助事業		建設部 建設部 建設部
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態			
	(1)緊急輸送体制の整備 大山・松沢線整備事業 赤木・狐森線整備事業 道路維持補修事業 本宮停車場・中條線整備事業 館ノ越・関根線整備事業 一斗内・赤坂線整備事業 碓森線整備事業 富士内・上沢線外整備事業 橋りよう長寿命化事業		建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部
	(2)地域公共交通の確保 地域公共交通網再編事業 多目的交通運行事業 乗合バス運行事業 市内巡回バス運行事業		市民部 市民部 市民部 市民部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
		(1)ため池の決壊等による被害の防止 農業用ため池ハザードマップ作成事業 ため池の決壊等による被害の防止	産業部 産業部
		(2)農業水利施設の整備・保全 農村地域防災減災事業 多面的機能支払交付金 農業水利施設の整備・保全	産業部 産業部 産業部
		(3)河川の改修・維持管理等 環境美化推進事業 農業農村基盤整備事業 農村地域防災減災事業 阿武隈川左岸築堤推進事業 阿武隈川左岸築堤推進事業(堆積土除去)	市民部 産業部 産業部 建設部 建設部
7-2 有害物質の大規模拡散・流出			
		(1)有害物質の拡散・流出の防止 大気汚染の注意喚起 危険物に係る防災体制の確立 高濃度PCB廃棄物・使用製品の処分 危険物に係る防災資機材等の整備等	市民部 市民部 市民部 市民部
7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく			
		(1)放射線モニタリング体制の確保 農産物等放射性物質検査事業 放射線健康管理対策事業	市民部 保健福祉部
		(2)原子力防災体制の充実・強化 原子力防災体制の充実・強化	市民部
		(3)放射線教育の推進 放射線教育の推進	教育部
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
		(1)耕作放棄地の発生防止と再生 多面的機能支払交付金事業 中山間地域直接払事業 農地パトロールの実施 農地に係るあっせん委員会の開催	産業部 産業部 農業委員会 農業委員会
		(2)有害鳥獣被害対策の充実 鳥獣被害防止総合対策交付金事業 鳥獣被害防止総合支援事業	産業部 産業部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		(3)農業水利施設の整備・保全 農村地域防災減災事業 農業水路長寿命化防災減災事業 多面的機能支払交付金 農業水利施設の整備・保全	産業部 産業部 産業部 産業部
		(4)森林の多面的機能の保全 森林基盤整備事業 森林環境保全整備事業 森林環境保全直接支援事業 多面的機能支払交付金事業	産業部 産業部 産業部 産業部
7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響の発生			
		(1)風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等 ふくしまプライド販売力強化事業 農産物等風評被害対策事業	産業部 産業部
		(2)放射線モニタリング体制の確保 農産物等放射性物質検査事業 放射線健康管理対策事業	市民部 保健福祉部
8 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
		(1)災害廃棄物処理体制の整備 災害廃棄物処理事業 ごみ減量化資源化対策事業 住宅除染事業(除染土のう処理)	市民部 市民部 市民部
		8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		(1)災害・復興ボランティアの受入体制の整備 ボランティア団体との連携強化	保健福祉部
		(2)大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 こおりやま広域連携中枢都市圏災害時等の対口支援体制の運用 ふくしま田園中枢都市圏の応援体制の推進 全国へそのまちな協議会の応援体制の推進 災害時受援計画策定事業	総務政策部 総務政策部 総務政策部 総務政策部 市民部
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失			
		(1)指定文化財等の防災対策 文化財・史跡保存事業 文化財保存団体支援事業	教育部 教育部
		8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		(1)地域防災活動の推進 自主防災組織育成事業 地域防災組織の訓練指導 行政区加入促進事業	市民部 市民部 市民部

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	対応する施策・事業	担当部
		(2)避難行動要支援者対策の推進 避難所誘導標識等設置事業 要配慮者避難支援プラン作成事業 地域支え合い体制づくり事業 地域支援事業 生活支援体制整備事業	市民部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
		(3)地域公共交通の確保 地域公共交通網再編事業 多目的交通運行事業 乗合バス運行事業 市内巡回バス運行事業	市民部 市民部 市民部 市民部

改定履歴

令和 3(2021)年 4 月 初版

令和 6(2024)年 3 月 第 2 版

本宮市国土強靱化地域計画

令和 3 年度～令和 1 0 年度

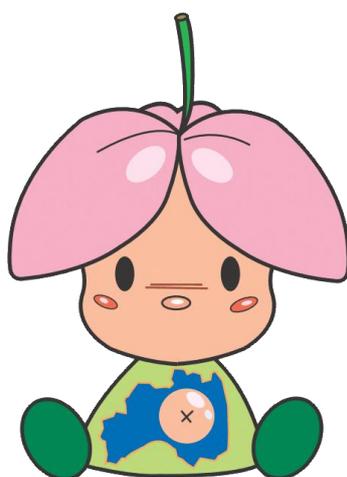
発行日 令和 6 (2024)年 3 月

発行者 本宮市 市民部防災対策課

住 所 福島県本宮市本宮字万世 2 1 2

TEL0243-24-5365 FAX0243-34-3138

URL <https://www.city.motomiya.lg.jp>



本宮市国土強靱化地域計画

令和6年3月